

富山県環境教育等行動計画（素案）新旧対照表

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 「環境教育」の必要性と目的</p> <p>(1) 「環境教育」の必要性とその背景</p> <p>本県は、早くから工業県として発展し、高度経済成長の過程で、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化や無秩序な開発行為による自然環境の破壊がみられてきましたが、公害の防止や自然環境の保全施策に取り組んできた結果、幸い本県では、環境は全般的に改善され、清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ自然など、すぐれた環境が保全されています。</p> <p>一方、私たちは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環などの新たな課題に直面しています。こうした新たな課題や水・大気の保全等の課題が、日々の暮らしに深く関わっていることを私たち自身が認識し、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の中で、また、民間団体による活動の中で、取り組んでいくことが求められています。</p> <p>こうした取組みを推進するために、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育が必要です。</p> <p>環境教育の推進に当たっては、多種の取組みを一過性に終わらせるのではなく、それぞれの主体の意識を更に高めるとともに、個々の主体が取り組みやすくする仕組みづくりが求められています。</p> <p>変更された国の基本方針及び富山県環境基本計画から作成</p> <p>(2) 「環境教育」の目的</p> <p>環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全活動に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成し、行動に結びつく人材を育てることです。</p> <p>国の基本方針内の環境教育の目的に関する記述から引用</p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 「環境教育」の必要性と目標</p> <p>(1) 「環境教育」の必要性とその背景</p> <p>私たちは、大気、水、生物などが網目のようにつながった地球の環境の中で他の生物とともに生きており、この地球上の自然の恵みを受けて、経済的、社会的活動を営んできました。この豊かな恵みをもたらしてくれる地球を次世代へ、環境上の負の遺産を残すことなく引継ぎ、持続可能な社会の実現を図ることは、地球上の人々全ての努めです。</p> <p>しかし、今、大量生産、大量消費、大量廃棄や効率性、利便性の追求の結果として、地球温暖化、廃棄物の排出量の増大といった課題に直面しています。例えば、地球温暖化が進むと、海水面の上昇による砂浜の損失や高潮による被害の発生など、私たちの生活へも様々な影響が現れるおそれがあるほか、野生生物の種の減少など生態系への悪影響なども考えられます。</p> <p>地球温暖化、廃棄物の排出量の増大などの問題は、日々の暮らしに深く関わっており、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に影響を与えていることについて、理解と認識を深める必要があります。また、家庭、学校、職場、地域において、自ら環境に配慮した生活や責任ある行動をとるなど、問題解決に向けて主体的に取り組むことが大切であり、このために環境教育の推進が必要となります。</p> <p>このようなことから、国では、環境保全の意欲の増進と環境教育の推進に取り組むため、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。この法律に基づき、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が策定されたほか、県や市町村においては、国の基本方針を勘案して、地域の自然的・社会的条件に応じた環境教育の推進に関する方針等の作成に努めることとされました。</p> <p>(2) 「環境教育」の目標</p> <p>環境教育については、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材を育むことが大切です。環境教育を通じて、人間と環境の関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育てていくことを目標としています。</p> <p>当時の国の基本方針から作成</p>	<p>全文変更</p> <p>全文変更</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>2 環境教育をめぐるこれまでの動き</p> <p>(1) 国際的な動き</p> <p>1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」において環境教育の重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的が明確に示されました。</p> <p>また、1992年（平成4年）の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」において、民間団体やその他の様々な主体の環境保全への取組みが重要であり、かつ、不可欠であることが明らかにされました。</p> <p>さらに、2002年（平成14年）の第57回国連総会において、2005年（平成17年）からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年（以下「国連ESDの10年」という。）」とする旨の決議案が満場一致で採択されました。その後、国連総会決議に基づき、国連ESDの10年の推進機関として指定されたユネスコにより国際実施計画が策定されました。</p> <p>2014年（平成26年）年には、国連ESDの10年の後継プログラムである「持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が第69回国連総会で採択されました。</p> <p>(2) 国の動き</p> <p>国においては、平成15年に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境教育推進法」という。）を制定し、環境教育の推進を図ってきました。</p> <p>その後、環境を軸とした成長を進めるうえで、環境保全活動や事業者・民間団体等・行政の協働がますます重要になっていること、国連ESDの10年の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、平成23年に環境教育推進法の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が制定され、平成24年には同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が閣議決定されました。</p> <p>(3) 富山県の動き</p> <p>本県においても、様々な主体が環境教育を自発的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目指して、環境教育推進法に基づき、「富山県環境教育推進方針」を平成18年3月に策定しています。</p> <p>また、平成24年3月に改定した「富山県環境基本計画」においては、「循環型社会と低炭素社会づくりの推進」の分野に「環境教育の推進と環境保全活動の拡大」を盛り込んでいます。</p> <p>さらに、県民一人ひとりの活動に起因する環境負荷が地域の環境や地球環境に影響を及ぼしており、環境の保全においては、ライフスタイルの見直しなど県民の主体的な行動が不可欠であること、県民・事業者・民間団体・行政等の主体が問題の本質や行動内容を自ら考え、解決する能力を身につけるため、主体的に環境問題に取り組む人材を育てることが重要であることから、分野横断的な施策の推進の観点から「持続可能な社会構築に向けた人づくり」も盛り込んでいます。</p>	<div data-bbox="1439 325 2626 504" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>国際的な視点を新たに盛り込むため、国際的な取組み状況を国の基本方針内に記載されている動きから記載。なお、国の基本方針が策定された平成24年以降は、国のGAP実施計画から記載。</p> </div> <div data-bbox="1439 913 2626 987" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 100px;"> <p>国の改定の概要の必要性から記載</p> </div>	<p>新規追加</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p data-bbox="151 170 1341 386"> 「環境教育」とは 持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいいます。 </p> <p data-bbox="151 407 1341 623"> 「環境保全活動」とは 地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいいます。 </p> <p data-bbox="151 644 1341 861"> 「協働取組み」とは 県民、学校、事業者、民間団体、行政がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組みをいいます。 </p> <p data-bbox="151 882 1341 1182"> 「持続可能な開発のための教育（ESD）」とは ESDは Education for Sustainable Development の略です。世界が抱える環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。 </p>		

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<div data-bbox="133 178 1305 493" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="103 556 222 588">(3) 期間</p> <p data-bbox="133 598 1380 724">本行動計画は、将来にわたり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組みの推進を図るものであり、計画期間を設定するものではありませんが、取組み状況の点検等は毎年度行うこととします。(第4章 推進体制等 2参照)</p> <p data-bbox="133 735 1380 808">なお、環境教育の国内外の動向等を踏まえ、必要に応じて施策や当行動計画の見直しを検討します。</p> <p data-bbox="103 871 504 913">(4) 「行動計画」の目指すもの</p> <p data-bbox="133 924 1380 1123">本行動計画では、「富山県環境基本計画」が目標に掲げる「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」の実現及び法の目的である「持続可能な社会」づくりに向けて、「主体的に参画する人づくり」と「取組みが広がる仕組みづくり」を目指します。</p> <div data-bbox="103 1176 1365 1543" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="89 1669 504 1701">ア 主体的に参画する人づくり</p> <p data-bbox="192 1711 311 1743">目指す姿</p> <p data-bbox="163 1753 1380 1932">持続可能な社会をつくるために、一人ひとりが、地球という環境の中で生活し、その中から計り知れない恵みを受けていることなどを理解し、家庭、学校、職場、地域において、主体的に環境保全活動に取り組んでいます。また、人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら進んで環境問題に取り組む人材が育っています。</p>	<div data-bbox="1484 178 2671 535" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1454 861 1869 892">(3) 「推進方針」の目指すもの</p> <p data-bbox="1469 903 2715 1029">本推進方針では、「富山県環境基本計画」に掲げる「清らかな水と緑に恵まれた快適な環境」の保全と創造に向けて、持続可能な社会づくりに「主体的に参画する人づくり」と、環境保全活動や環境教育の「取組みが広がる仕組みづくり」を目指します。</p> <div data-bbox="1424 1176 2671 1533" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1469 1669 1884 1701">ア 主体的に参画する人づくり</p> <p data-bbox="1513 1711 1632 1743">目指す姿</p> <p data-bbox="1484 1753 2715 1932">持続可能な社会をつくるために、一人ひとりが、地球という環境の中で生活し、その中から計り知れない恵みを受けていることなどを理解し、家庭、学校、職場、地域において、主体的に環境の保全に取り組んでいます。また、人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら進んで環境問題に取り組む人材が育っています。</p>	<p data-bbox="2745 588 2864 619">新規追加</p> <p data-bbox="2745 903 2893 1123">富山県環境基本計画の改定を踏まえ変更</p> <p data-bbox="2745 1669 2893 1963">「人づくり」、「仕組みづくり」の「目指す姿」や「施策の基本方</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>施策の基本方向</p> <p>県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、環境教育を進めていきます。</p> <p>① “おや、なぜ” と思う ～関心をもつ、気づく～</p> <p>環境教育では、自然界の様々な事象のすばらしさに感動し、その仕組みや生命の循環の巧みさに気づくことが大切です。その大自然の循環を分断している原因が人間の生活によるものだと感じることから、環境への関心が目覚めます。</p> <p>地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環などの課題は、私たちの日々の暮らしに深く関わっていることから、まず、環境と日常生活の関わりに気づき、関心を持つことが必要であり、このことが環境教育の第一歩になります。</p> <p>このため、今“なぜ” こうした環境問題に対する取組みが必要なのかを気づくように働きかけ、次の段階の「理解をする」につなげていきます。“なぜ” と思うことが環境教育の原点であり、持続可能な社会の構築に向けた第一歩を踏み出すきっかけになります。</p> <p>② “なるほど” と思う ～理解する～</p> <p>自ら環境保全活動に取り組むためには、私たちの日常生活に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることについて、より多くの情報やより詳細なデータなどを把握し、正確に理解する必要があります。</p> <p>環境教育を通して、地域の自然や、地球環境とのつながりについて知識を豊かにし、理解をより深めることにより、環境に配慮した行動を取ることができるようになります。</p> <p>こうした実感や理解をもとに、次の段階の「主体的に行動する」につなげていきます。</p> <p>③ “よし、やってみよう” と思う ～主体的に行動する～</p> <p>今日私たちが直面している環境問題は、単に理解するだけではなく、私たち自身が自らの問題としてとらえ、家庭で、職場で、地域で、実際に問題解決に向けて取り組むことが必要になっています。</p> <p>このため、環境教育を行うことにより、問題の本質や取組みの方法を自ら考えとともに、知識を行動へつなげ、日常的に自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、働きかけます。</p> <p>イ 取組みが広がる仕組みづくり</p> <p>目指す姿</p> <p>持続可能な社会をつくるために、県民、学校、事業者、民間団体、行政など、社会を構成する様々な主体が参加し、協力しています。</p> <p>施策の基本方向</p> <p>様々な主体に取組みが広がっていく ～主体・場・施策をつなぐ～</p> <p>様々な主体が、その特徴をいかし、連携・協働しながら活動することができるよう、主体をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、家庭、学校、職場、地域等の様々な場での取組みが、幅広く共有され、他の場にお</p>	<p>施策の基本方向</p> <p>県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、環境教育を進めていきます。</p> <p>① “おや、なぜ” と思う ～関心をもつ、気づく～</p> <p>環境教育では、自然界の様々な事象のすばらしさに感動し、その仕組みや生命の循環の巧みさに気づくことが大切です。その大自然の循環を分断している原因が人間の生活によるものだと感じることから、環境への関心が目覚めます。</p> <p>温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の排出量の増大、野生生物の種の減少といった環境問題は、私たちの日々の暮らしに深く関わっていることから、まず、環境と日常生活の関わりに気づき、関心を持つことが必要であり、このことが環境教育の第一歩になります。</p> <p>このため、今“なぜ” こうした環境問題に対する取組みが必要なのかを気づくように働きかけ、次の段階の「理解をする」につなげていきます。“なぜ” と思うことが環境教育の原点であり、持続可能な社会の構築に向けた第一歩を踏み出すきっかけになります。</p> <p>② “なるほど” と思う ～理解する～</p> <p>自ら環境保全活動に取り組むためには、私たちの日常生活に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることについて、より多くの情報やより詳細なデータなどを把握し、正確に理解する必要があります。</p> <p>環境教育を通して、地域の自然や、地球環境とのつながりについて知識を豊かにし、理解をより深めることにより、環境に配慮した行動を取ることができるようになります。</p> <p>こうした実感や理解をもとに、次の段階の「主体的に行動する」につなげていきます。</p> <p>③ “よし、やってみよう” と思う ～主体的に行動する～</p> <p>今日私たちが直面している環境問題は、単に理解するだけではなく、私たち自身が自らの問題としてとらえ、家庭で、職場で、地域で、実際に問題解決に向けて取り組むことが必要になっています。</p> <p>このため、環境教育を行うことにより、問題の本質や取組みの方法を自ら考えとともに、知識を行動へつなげ、日常的に自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、働きかけます。</p> <p>イ 取組みが広がる仕組みづくり</p> <p>目指す姿</p> <p>持続可能な社会をつくるために、県民、学校、事業者、民間団体、行政など、社会を構成する様々な主体が参加し、協力しています。</p> <p>施策の基本方向</p> <p>様々な主体に取組みが広がっていく ～主体・場・施策をつなぐ～</p> <p>様々な主体が、その特徴を生かし、連携・協働しながら活動することができるよう、主体をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、取組みが広がるためには、地域ごとの取組みを充実させ、他の地域と交流し、他の</p>	<p>向」は普遍的な性格であることから、文言のみ整理</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>ける取組みにつなぐ仕組みが必要です。このため、<u>様々な場や異なる地域の人たちなど</u>と交流・連携することにより、<u>取組みが全県的に広がるよう</u>、場をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>さらに、環境教育は、地域づくり、NPOなどの民間活動、事業者の社会的貢献活動、国際協力などの施策とも関連するため、環境教育を他の施策と適切につなぐことが必要です。このため、関連する活動を有効につなぎ、環境教育を効果的、総合的に進めることができるよう、施策をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>そして、<u>様々な主体や場の取組みを充実させ、環境保全活動への参加者が増加するよう</u>、裾野が広がる仕組みづくりに取り組めます。</p>	<p>地域における取組みにつなぐ仕組みが必要です。このため、環境関係の施設のネットワークを構築するほか、都市と農山漁村など、異なる地域・立場にいる人たちなどと交流・連携することにより、地域での活動が全県的な活動へと広がるよう、場をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>さらに、環境教育は、地域づくり、NPOなどの民間活動、事業者の社会的貢献活動、国際協力などの施策とも関連するため、環境教育を他の施策と適切につなぐことが必要です。このため、関連する活動を有効につなぎ、環境教育を効果的、総合的に進めることができるよう、施策をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>特に、地球温暖化問題などについては、家庭や、学校、職場、地域で問題解決に取り組むことが必要であり、こうした取組みが進み、環境保全活動への参加が増加するとともに、取組みの裾野が広がるよう、仕組みづくりに取り組んでいきます。</p>	

第2章 現状と課題

1 家庭

(1) 現状と課題

マイバッグの持参率は全国一の95%（平成27年度）と環境に配慮した取組みが広がっていますが、近年、ごみ排出量や再生利用率は、横ばいで推移しています（図1）。また、本県では、気候の影響から冬期に暖房の利用が多いことや、1世帯当たりの住宅延べ面積が全国1位であることから、家庭でのエネルギー消費量が多くなっています（図2）。

エコ行動に取り組もうと思う人の割合は87%と高い水準（図3）ですが、実際に、環境保全活動への参加している人は約56%（図4）と相対的に少ない状況であります。

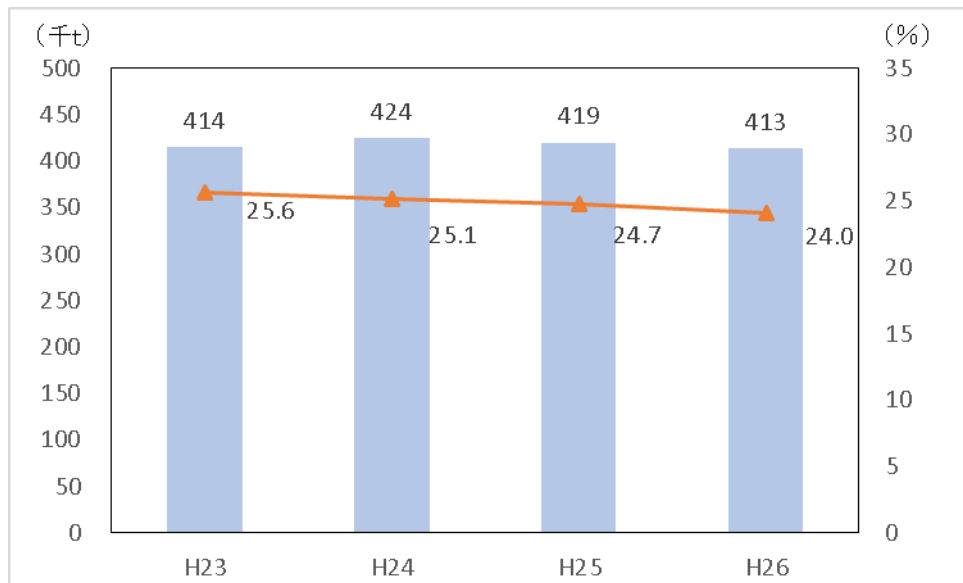


図1 県内のごみ排出量と再生利用率の推移
（一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）による）

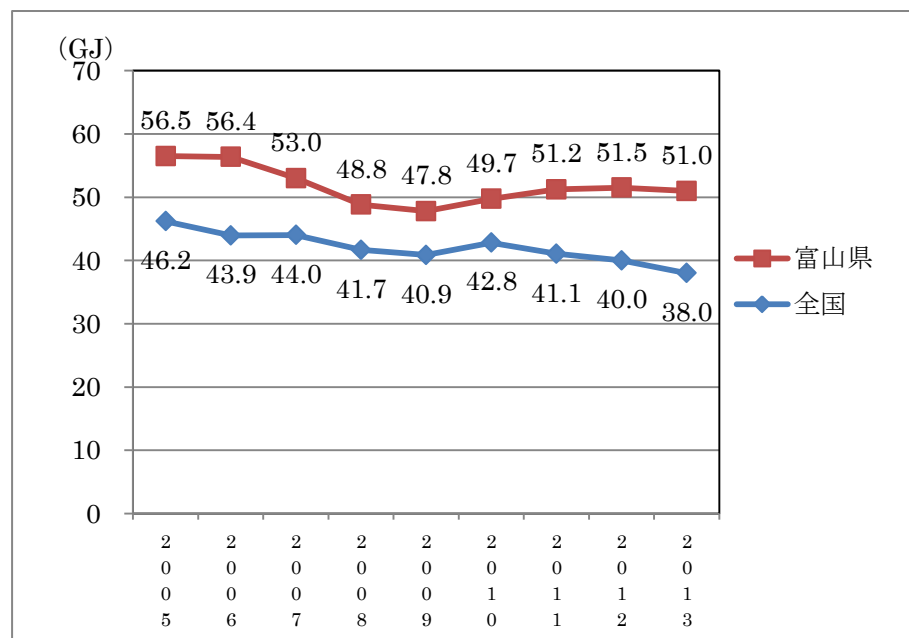


図2 世帯当たりのエネルギー消費の推移
（（一財）日本エネルギー経済研究所提供資料から県環境政策課推計）

第2章 環境教育の現状と課題

1 家庭（平成16年11月県政モニター250人を対象にした環境教育に関するアンケート調査）

普段の生活の中では、ごみの分別、資源の回収などのルール化された環境保全活動については、取組みが広く行われています。（図1 ごみの分別90.3%、古紙回収90.3%、節電・節水69.4%）また、環境問題に対する関心は高いと考えられます。（図2 子どもの環境教育が必要82.7%、再使用・リサイクルの推進78.6%、大量消費、大量廃棄型の生活様式を改めるべき71.9%）

その一方で、地域の環境保全活動への参加に関しては少数の回答にとどまっており、自発的な環境保全活動への参加の広がりが少ない状況にあります。（図1 地域の環境保全活動に参加29.1%、図2 積極的に参加したい29.1%）

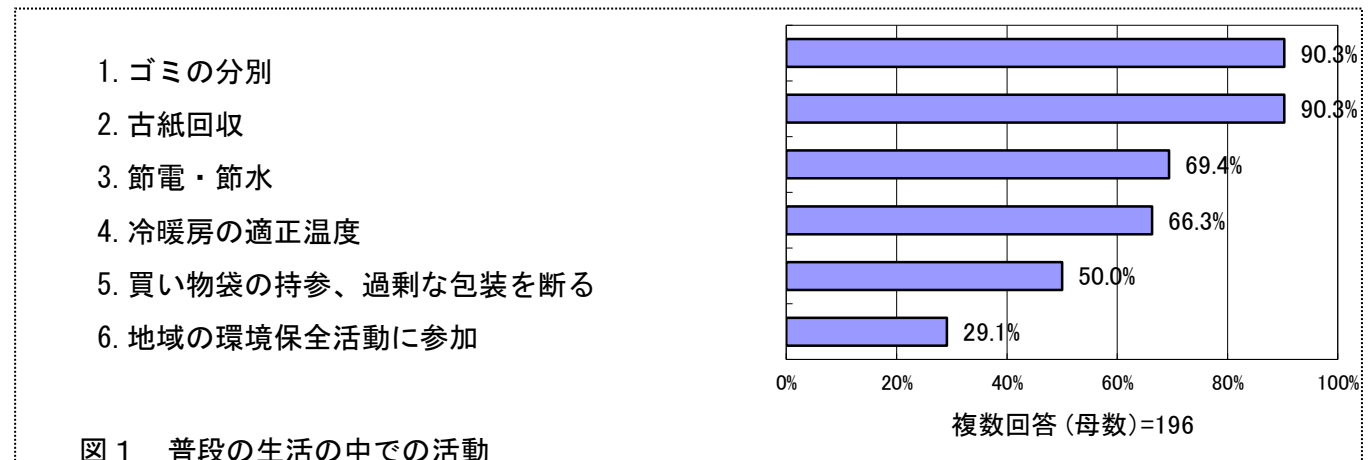


図1 普段の生活の中での活動

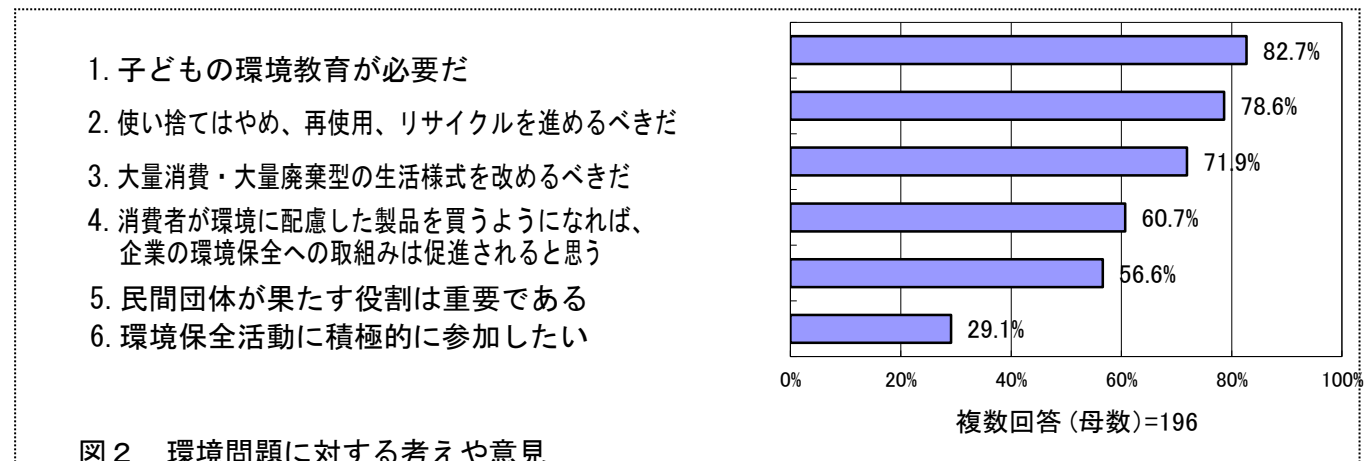


図2 環境問題に対する考えや意見

アンケート結果を元に内容を変更

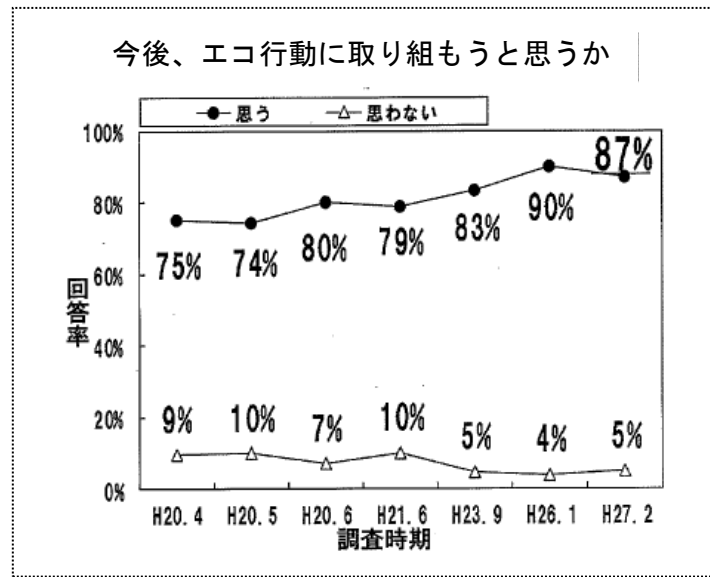


図3 エコ行動に関する県民意識の推移
(県環境政策課アンケート調査による)

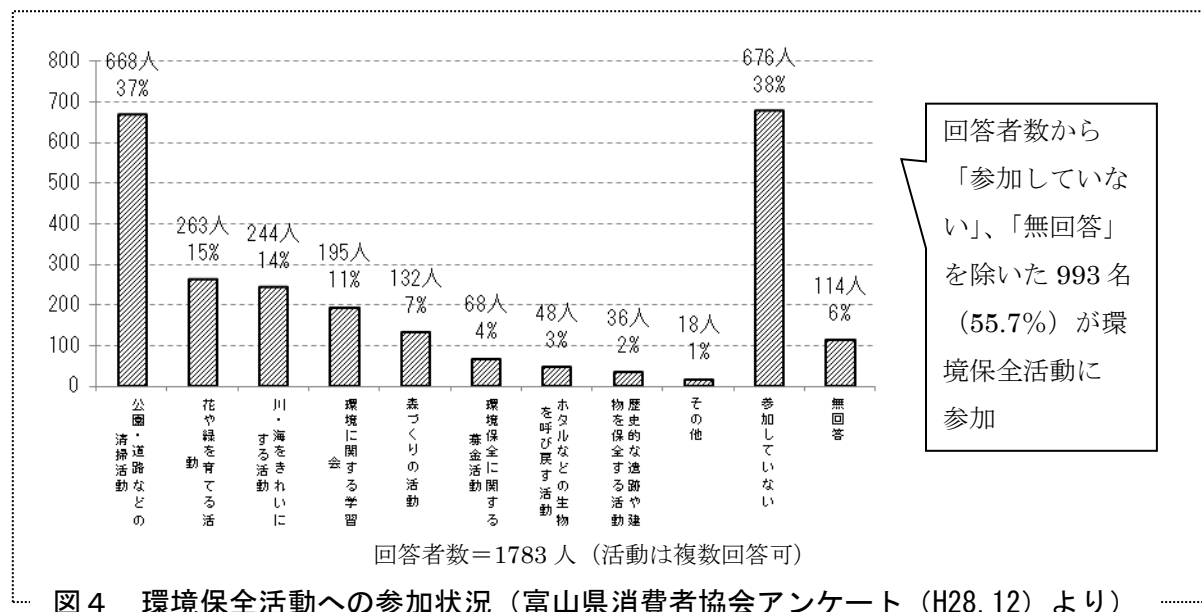


図4 環境保全活動への参加状況（富山県消費者協会アンケート（H28.12）より）

(2) 目指す方向

今日の環境問題の多くが日常生活に起因しており、日常生活の場である家庭における環境負荷低減の取組みが極めて重要です。家庭は、基本的な生活習慣を形成する場であり、人を育てる原点であることから、次の世代を担う子どもたちに、日常生活を通して、環境に配慮した暮らし方を教えていくことが求められます。また、幼少期における自然体験は環境教育のスタートとして重要な意義があります。

第3章 環境教育の展開方向

(1) 目指す方向

今日の環境問題の多くが日常生活に起因しており、持ち家住宅率*や1世帯あたりの住宅延べ面積*が全国1位、また、自家用車の保有台数*が全国2位の本県では、家庭でのエネルギー消費量が大きく、日常生活の場である家庭における環境負荷低減の取組みが極めて重要です。また、家庭は、基本的な生活習慣を形成する場であり、人を育てる原点であることから、次の世代を担う子どもたちに、日常生活を通して、環境に配慮した暮らし方を教えていくことが求められます。

委員のご意見を元に内容を変更

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 身近な生活や自然体験を通じて、環境への<u>関心が高まる</u>。 [関心をもつ、気づく]</p> <p>② 身近な環境問題について家族で話し合い、<u>食品廃棄物などのごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギー</u>などに取り組む。 [理解する・主体的に行動する]</p> <p>③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森づくり活動などの地域における様々な環境保全活動に参加する。 [主体的に行動する]</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち家住宅率や1世帯あたりの住宅延べ面積が全国1位、また、自家用車の保有台数が全国2位は本県の「現状」のため、記載場所を「(1) 現状と課題」へ変更し、内容を変更 ・「低年齢での自然体験が大切である」との志村委員の意見を踏まえ、記述を追加 </div> <p>2 学校</p> <p><u>(1) 現状と課題</u></p> <p>県内の小中学校では、総合的な学習の時間などにおいて、環境教育が実施されており、環境美化活動等の環境保全活動も広く行われています。(図5)</p> <p>また、環境教育や環境保全活動の実施に当たっては、多くの学校で地域等との協働で行われています。(図6)</p> <p>一方で、環境教育や環境保全活動を実施するに当たっての課題としては、「指導時間の不足」が最も多く、次いで「教材・学習プログラムなどの不足」を挙げる学校が多くなっています。(図7)</p>	<p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 身近な生活や自然体験を通じて、環境への<u>関心を高めていく</u>。 [関心をもつ、気づく]</p> <p>② 身近な環境問題について家族で話し合い、ごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギーなどに取り組む。 [理解する・主体的に行動する]</p> <p>③ 環境美化活動、アダプトプログラム*、森づくり活動などの地域における様々な環境保全活動に参加する。 [主体的に行動する]</p> <p>(2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）</p> <p><u>ア 関心をもつ、理解する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での様々な行動の中で自らの生活と環境との関わりについて理解するため、環境に関する情報の提供やイベント開催などを行います。 ・身近な外遊び、自然体験を通じて、自然の大切さを学び、自然を身近なものとして捉え、自然とともに生きていこうとする意識を育てることができるよう、自然観察会や各種講座を充実・支援します。 <p>第2章 環境教育の現状と課題</p> <p>2 学校（平成16年11月県内全小中学校を対象にした環境教育に関するアンケート調査）</p> <p>学校では、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、環境に関する教育を行っており、各学校が地域の実情に応じた取組みを進めています。</p> <p>しかしながら、指導時間の不足（図4 小学校76.6%、中学校78.3%）や、教材・学習プログラムなどの不足（図4 小学校80.7%、中学校75.9%）をあげる学校が多く、継続した中長期での取組みが進まない、指導時間の不足で体験を通じた学習の機会や場が限られている、などの課題があります。</p>	<p>「今後取り組む施策」は第3章の行動計画の中で、具体的な取組みとともに記載</p> <p>アンケート結果を元に内容を変更</p>

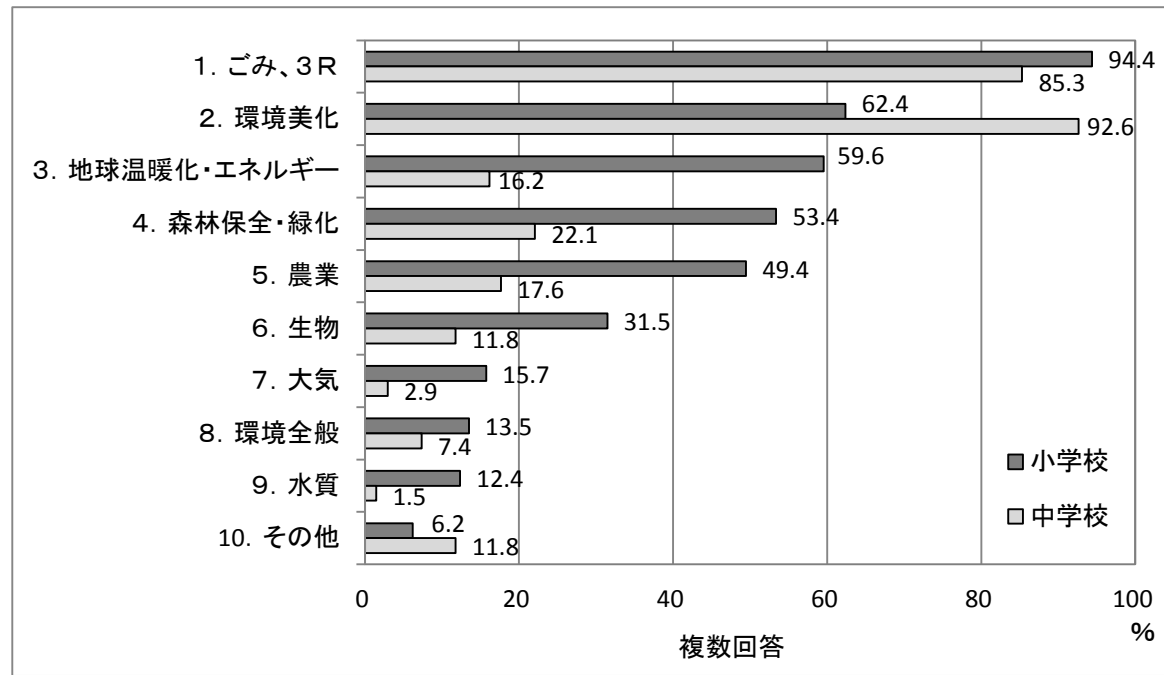


図5 環境に関する取組み状況

（「環境教育・環境保全活動・協働取組み」に関するアンケート調査（H28.11）より。以下同じ）

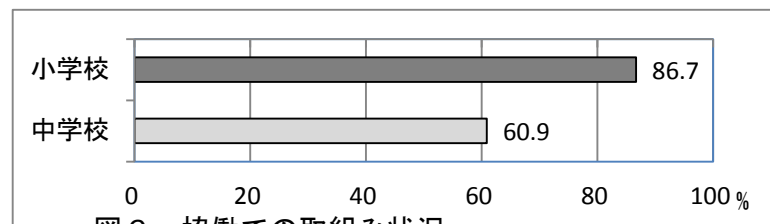


図6 協働での取組み状況

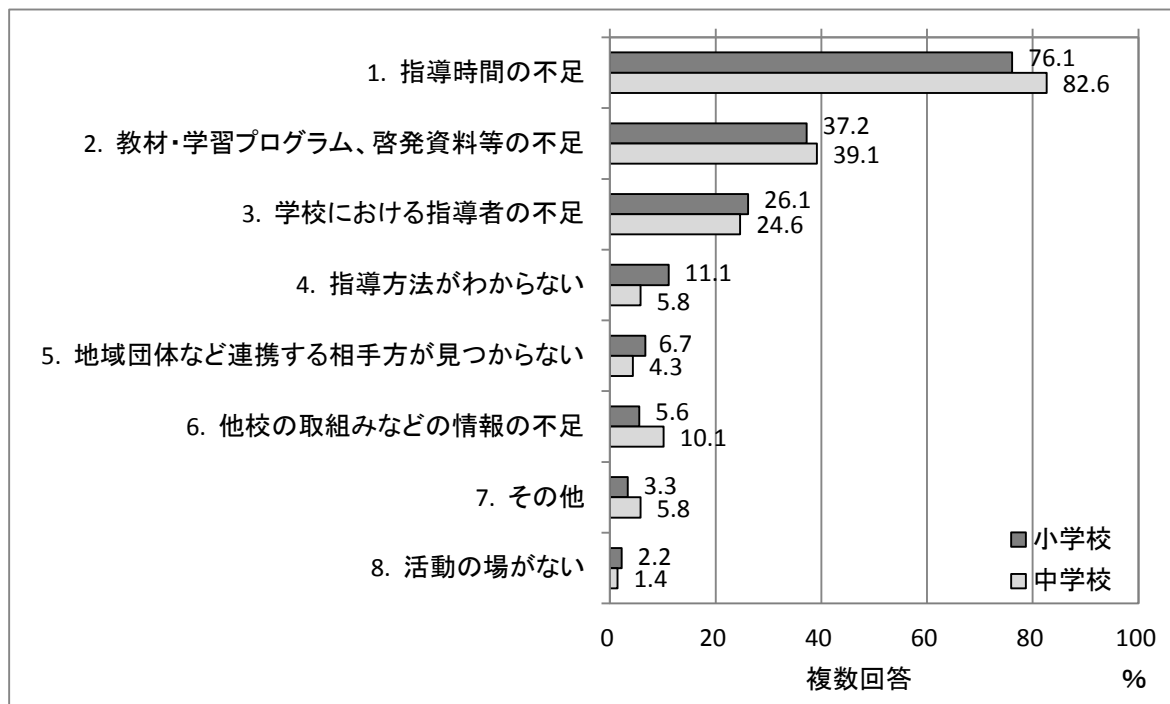


図7 環境教育や環境保全活動を実施するにあたっての問題点

1. 植物の栽培や動物の飼育、観察
2. 地域の清掃やゴミ拾い、リサイクル活動
3. 山や川などでの自然観察・自然体験
4. ごみ処理施設や下水処理場などの施設見学
5. みんなで環境問題の解決方法についての話し合い
6. 作文、標語、壁新聞、ポスター作り等
7. 児童・生徒に環境問題についての説明
8. 省エネ・省資源活動
9. 川や湖の水、空気や雨の状態について調査
10. こどもエコクラブ、緑の少年団等
11. 森づくり、ビオトープづくり（※）

（※）「ビオトープづくり」の回答については、ビオトープを“つくる”＝“整備する活動”と捉えたためか、“ビオトープを用いた活動”をしている学校が、含まれていない可能性がある。

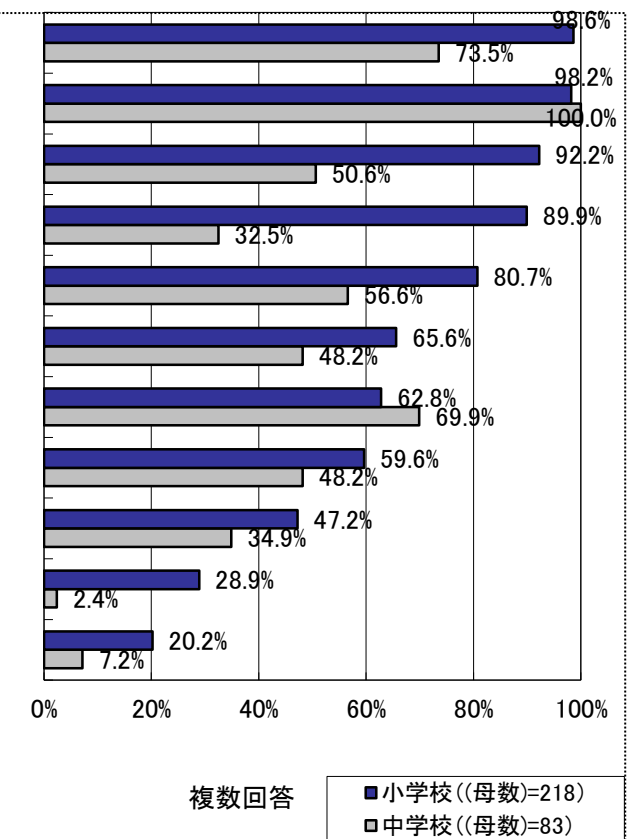


図3 環境に関する取組み状況

1. 指導時間の不足
2. 学校における指導者の不足
3. 教材・学習プログラム、啓発資料等の不足
4. 他校の取組みなどの情報の不足
5. その他

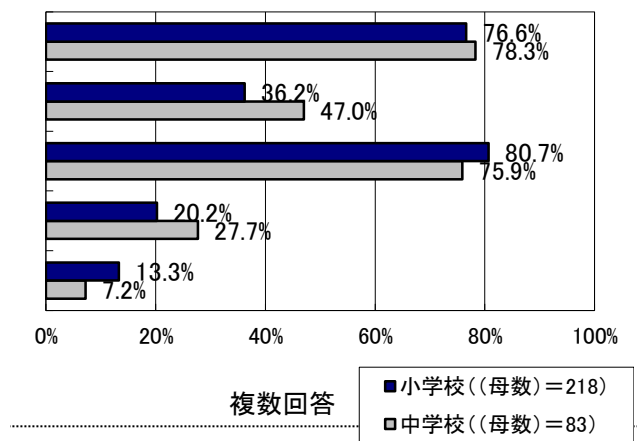


図4 環境教育を実施するにあたっての問題点

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>(2) 目指す方向</p> <p>学校は、基礎的な内容の習得から問題解決のための能力の育成まで、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を進めていくうえで、非常に重要な役割を担っています。</p> <p>学校は、児童生徒が社会生活を営んでいくための基礎を学ぶ場でもあることから、身近な環境問題について学ぶことは、環境に配慮した生活様式を身につけるとともに、地域構成員としての自覚を得るうえでも、大きな効果があります。</p> <p><u>また、現在の環境問題を考えるうえで、国際的なあるいは地球規模の視点を持つことが重要であることから、ESD の理念や観点の導入、ESD の推進拠点となるユネスコスクールの加盟を促進することが期待されています。</u></p> <p>さらに、児童生徒の環境に関する意識を高めることは、児童生徒を通じてその家族や家庭、地域における取組みにつながることを期待されます。</p> <p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① <u>地域の自然や生活、文化をいかした多様な体験活動を通し、環境問題と日常生活との関わりについて学ぶ。</u> [関心をもつ、気づく]</p> <p>② <u>児童生徒の発達段階に応じて、国際的な視点を取り入れた環境教育を行う。</u> [理解する]</p> <p>③ <u>家庭や地域社会、地域の団体などと連携して環境教育や環境保全活動に取り組む。</u> [主体的に行動する]</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな観点として、「国際的な視点」を追加 ・体験活動は自然や環境問題等への関心や気づきを促す性格が強いことから〔①関心を持つ、気づく〕に繰り上げ </div>	<p>第3章 環境教育の展開方向</p> <p>(1) 目指す方向</p> <p>学校は、基礎的な内容の習得から問題解決のための能力の育成まで、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を進めていくうえで、非常に重要な役割を担っています。</p> <p>また、学校は、児童生徒が社会生活を営んでいくための基礎を学ぶ場でもあることから、身近な環境問題について学ぶことは、環境に配慮した生活様式を身につけるとともに、地域構成員としての自覚を得るうえでも、大きな効果があります。</p> <p>さらに、児童の環境に関する意識を高めることは、児童を通じてその家族や家庭、地域における取組みにつながることを期待されます。</p> <p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>① 教育活動の中に「環境」の視点を取り入れ、環境問題と日常生活との関わりについて学ぶ。 [関心をもつ、気づく]</p> <p>② 地域の自然や生活、文化を生かした多様な体験活動を中心とした環境教育を行う。 [理解する]</p> <p>③ 家庭や地域社会、地域の団体などと連携して環境教育に取り組む。 [主体的に行動する]</p> </div> <p>(2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）</p> <p>ア 関心をもつ、理解する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題と日常生活との関わりについての理解を推進し、問題解決に必要な能力の育成を目指します。 ・各教科においても環境の視点を取り入れた学習や、体験的な学習の充実を図るとともに、教員に対する研修を行います。 ・指導者の紹介や出前講座の実施、共通的な環境教育プログラムに関する情報を提供するなど、必要な支援を行います。 <p>イ 活動する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境を意識した行動が身につくよう、児童生徒の発達段階に応じた体系的な取組みを推進します。 ・身近な山、森林、田、池、川、海などの郷土の自然に触れる機会を取り入れた校外学習や地域間交流活動の実施など、体験活動を重視した取組みを計画的に行うよう、働きかけます。 ・各種の環境関連施設や自然体験活動の施設を活用し、環境教育の充実を図ります。 	<p>国際的な視点の内容を追加</p> <p>「今後取り組む施策」は第3章の行動計画の中で、具体的な取組みとともに記載</p>

職場だけではなく、事業者としての保全活動や協働取組みが実施され、かつ、その重要性も増していることから、「職場」から「事業者」に変更

3 事業者

(1) 現状と課題

多くの事業所において、「社員への環境教育の実施」や「周辺地域の美化活動への参加」などの環境保全のための取組みが行われています。（図8）

一方で、環境保全活動の実施にあたっては、地域等との協働での取組みは半数程度となっており、今後伸びる余地があります。（図9）

協働取組みを実施するに当たっての課題としては、「具体的な環境教育、環境保全活動の内容の調整」、「打合せなどに要する時間の確保」を挙げる事業者が多くなっています。（図10）

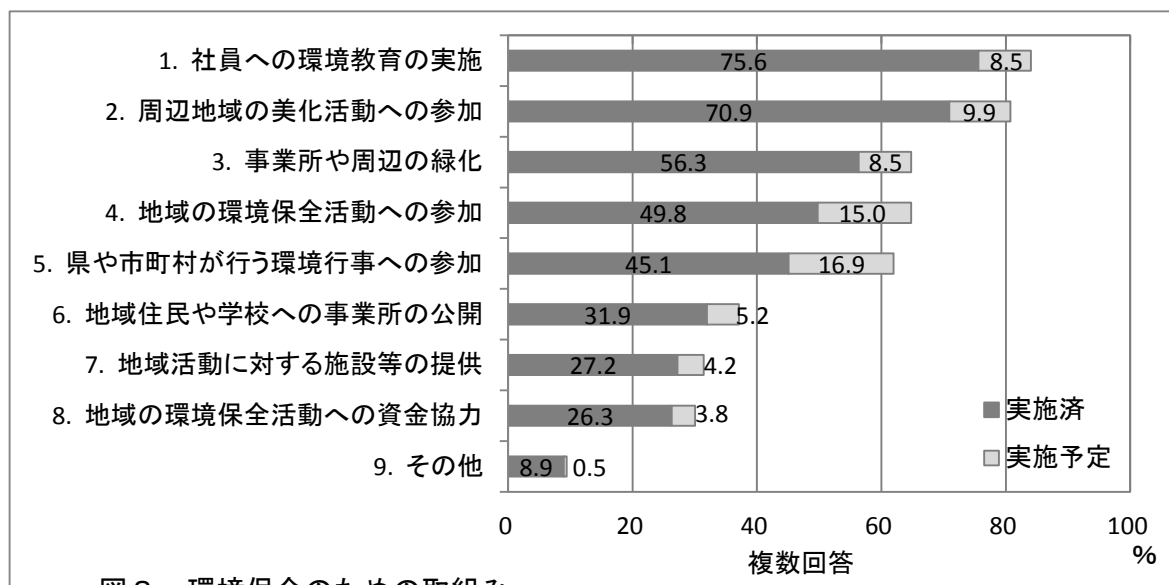


図8 環境保全のための取組み

- ・児童が身近な自然に対する興味・関心を高め、自然の仕組みを理解し、自然や生き物を大切にすることを育むことができるよう、学校ビオトープ*づくりを支援します。
- ・森林を守り育てる意識の醸成を図るため、森林体験活動等に対して支援するとともに、森林環境教育のための指導者（フォレストリーダー等）と連携した取組みを行います。
- ・地域の環境、生活文化などの知識・経験が豊富な有識者や、他の学校、事業者、民間団体などと連携するよう、働きかけます。
- ・学校版環境ISO活動など、学校における環境マネジメントシステム*の取組みを推進します。
- ・地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境等）を活用して、「こどもエコクラブ*」などの取組みを推進します。

第2章 環境教育の現状と課題

3 職場（平成16年11月県内企業63社を対象にした環境教育に関するアンケート調査）

近年、事業者の社会的責任が求められており、多くの事業所が、法遵守に加え、ISO14001*の取得（図5 84.1%）などの環境に配慮した経営に取り組んでいます。

環境保全のための取組みについては、「社員への環境教育」を実施又は実施予定としている事業所が多く（図6 96.8%）、「地域の環境保全活動への参加」を行う事業所も多くあります（図6 82.6%）。

しかしながら、エコアクション21*などの中小企業向けの環境マネジメントシステムの登録状況は4件と低く、中小企業の取組みがまだ不十分です。

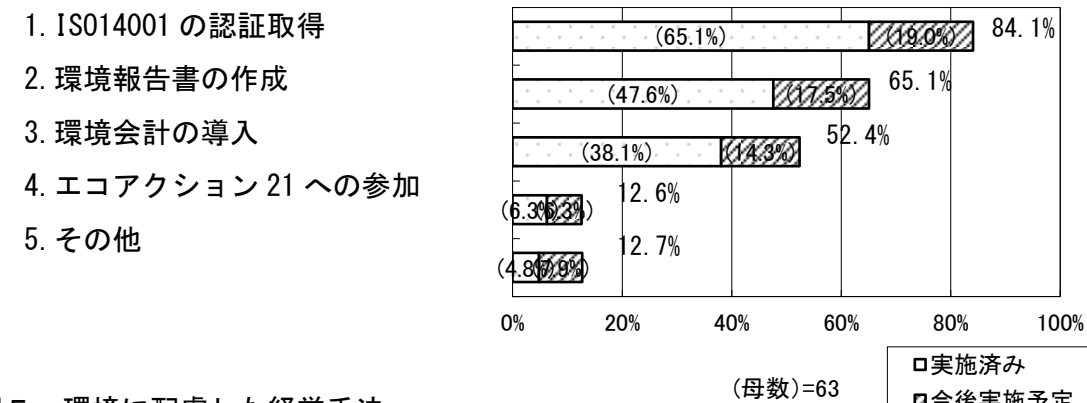


図5 環境に配慮した経営手法

アンケート結果を元に内容を変更

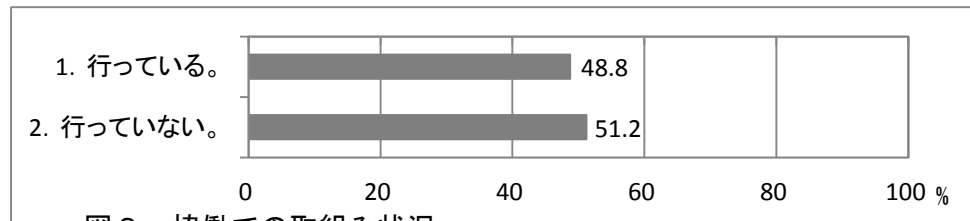


図9 協働での取組み状況

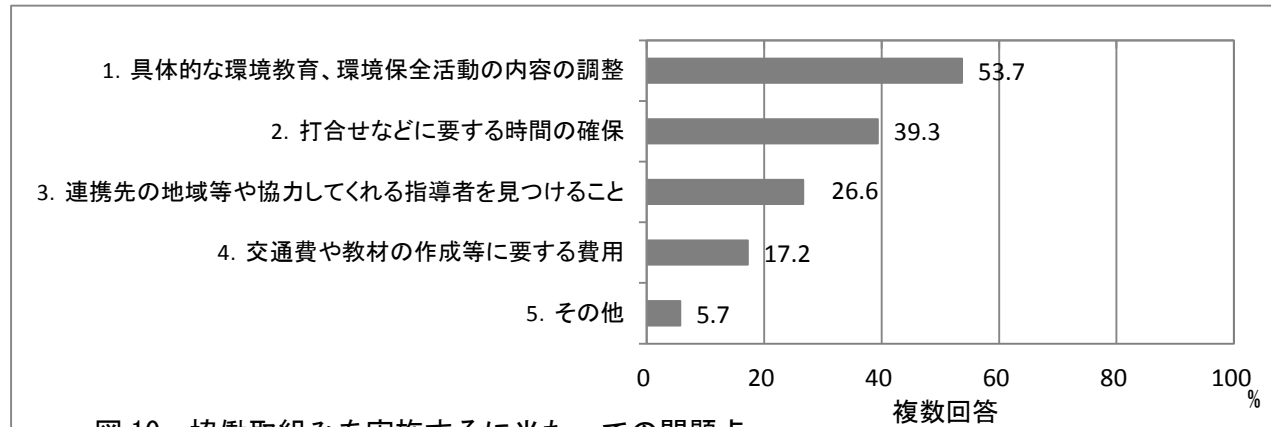


図10 協働取組みを実施するに当たっての問題点

(2) 目指す方向

事業者は、地球温暖化等の地球規模の環境問題を含め、日常の事業活動が環境に影響を及ぼしていることから、国際的なあるいは地球規模の視点に立ち、事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するなど、環境保全のための社会的責任を果たす必要があります。

また事業者の各職場は、個々の従業員の意識形成に影響を与える場であり、社会人への環境教育を行ううえで有効な場であることから、環境教育における事業者の役割は重要です。事業者が環境に配慮した事業活動を行うとともに、従業員への研修などにおいて環境教育を実施することは、事業活動からの環境負荷を低減するだけでなく、従業員の家庭や地域における取組みにつながることを期待されます。

さらに、環境に配慮した製品やサービスの提供により、消費者の意識啓発につながり、ライフスタイルの転換を促す役割も期待されます。

このほか、事業者も、地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、所有する施設や人材を提供するなどして、学校や地域で行われる環境教育を支援することが期待されています。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 事業活動と環境問題の関係についての理解を促すなど、従業員の環境への意識を高める。
[関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 環境に配慮した製品やサービスの開発・販売などにより、事業活動を通じて一般の消費者への普及啓発や環境保全意識の高揚、環境負荷の低減を図る。
[主体的に行動する]
- ③ 地域社会の一員として、家庭や学校、地域との連携を図り、学校や地域で行われる環境保全活動への参加・支援を行う。
[主体的に行動する]

- ・取組み方向との整合性をはかるため、事業者として環境に配慮した製品提供等を本文に追加
- ・新たな観点として、「国際的な視点」を追加

- 1. 社員への環境教育
- 2. 周辺地域の美化活動への参加
- 3. 行政が行う環境行事への参加
- 4. 事業所や周辺の緑化
- 5. 地域の環境保全活動への参加
- 6. 地域への事業所の公開
- 7. 地域の活動への資金協力
- 8. 施設等の提供

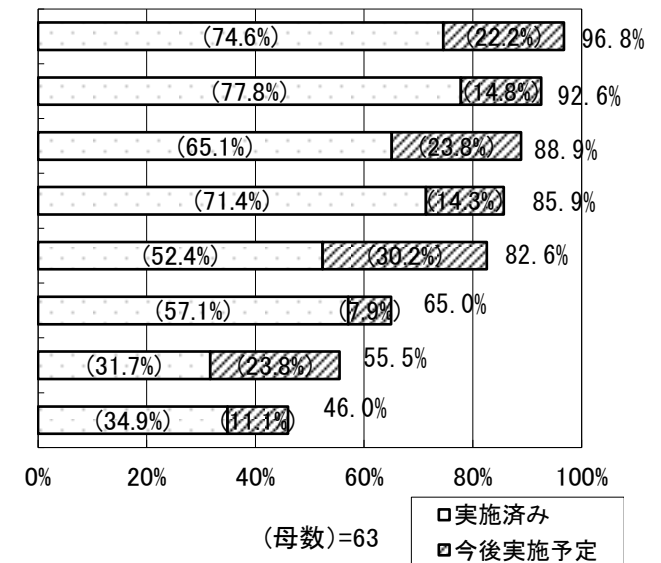


図6 環境保全のための取組み

(母数)=63

第3章 環境教育の展開方向

(1) 目指す方向

事業者は、事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するなど、環境保全のための社会的責任を果たす必要があります。このため、従業員に対する環境教育を行い、職場全体で主体的に環境保全活動に取り組む必要があります。

また、職場における環境教育は、社会人に環境教育を行う有効な機会の一つであり、職場において環境に関する意識を高めることは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その人の家庭や地域における取組みにつながることを期待されます。

このほか、事業者も、地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、所有する施設や人材を提供するなどして、学校や地域で行われる環境教育を支援することが期待されています。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 環境マネジメントシステムの導入を推進し、職員の環境への意識を高め、事業活動に伴う負荷の低減を図る。
[関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 環境に配慮した製品やサービスの開発・販売などにより、事業活動を通じて一般の消費者への普及啓発や環境保全意識の高揚を図る。
[主体的に行動する]
- ③ 地域社会の一員として、家庭や学校、地域との連携を図り、学校や地域で行われる環境保全活動への参加・支援を促進する。
[主体的に行動する]

国際的な視点の内容を追加

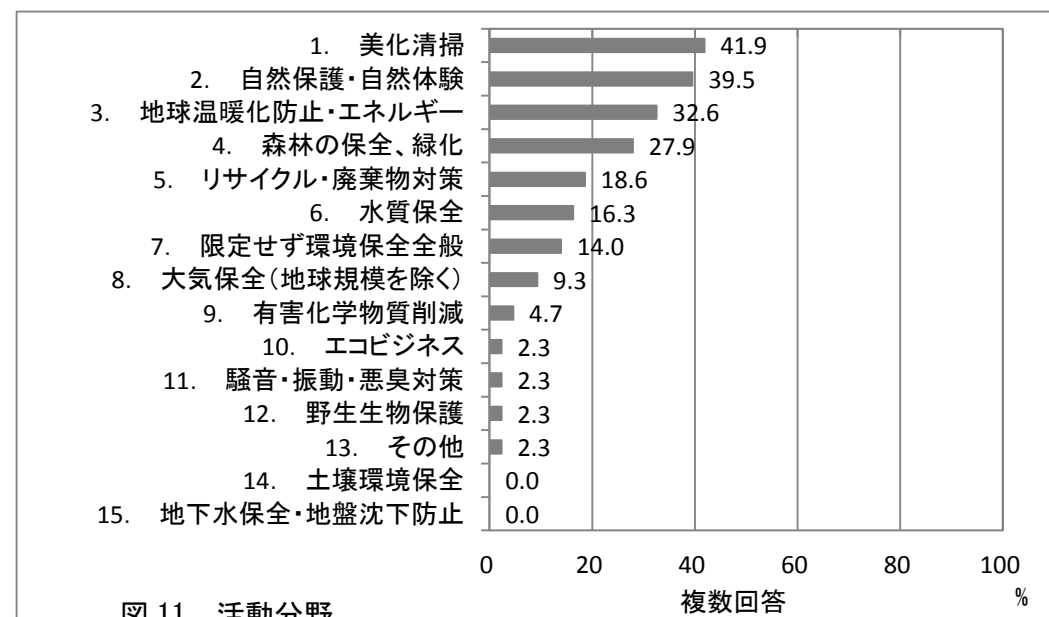
4 民間団体、NPO、NGO等

(1) 現状と課題

民間団体、NPO等が行っている環境保全活動は、「自然保護・自然体験」、「美化清掃」、「森林の保全、緑化」など幅広い分野にわたっています。(図 11)

また、「環境保全の実践活動」、「環境教育・環境学習」、「普及啓発・情報提供」など様々な活動が行われています。(図 12)

他の団体・学校・行政など、他の主体との協働取組みは多くの団体で行われていますが(図 13)、協働取組みをより一層推進するため、「各主体とのネットワークづくり」を求める団体の割合が高くなっています(図 14)。



(2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）

ア 関心をもつ、理解する

- ・組織全体で環境に配慮した事業活動を推進し、従業員などに対して計画的、体系的な環境教育を実施するよう、事業者の取組みを推進します。
- ・従業員向けの環境教育に対して、指導者の紹介、アドバイザーの派遣、出前講座の実施等を行うほか、共通的な環境教育プログラムに関する情報を提供するなど、事業者に対して必要な支援を行います。
- ・地域における環境情報を提供するなど、事業者の取組みを支援します。

イ 活動する

- ・ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入や、県リサイクル認定制度*（エコショップ、リサイクル製品、エコ事業所）への積極的な取組みを働きかけます。
- ・環境報告書やCSR報告書*などの取組みを促進します。
- ・環境に配慮した製品の生産や販売、消費者への環境情報の公開・提供など、環境に配慮した生活様式の構築につながる事業者の取組みを推進します。

第2章 環境教育の現状と課題

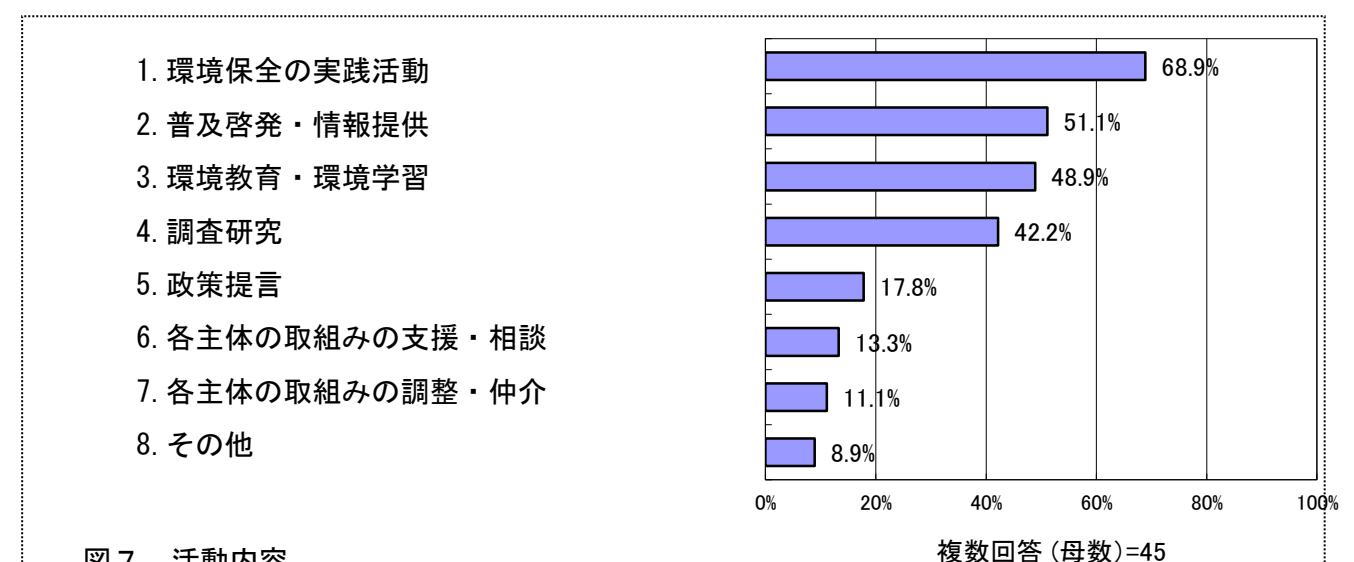
4 民間団体、NPO、NGO等

(平成16年11月NPO等市民活動団体を対象にした環境教育に関するアンケート調査)

民間団体、NPO等は、地域において、「環境保全の実践活動」(図7 68.9%)、「環境教育」(図7 48.9%)など、自主的に環境保全のための様々な活動を行っています。

環境教育に関しては、多くの団体が環境教育に協力することが可能である(図8 93.3%)としているものの、自ら進んで協力する団体は少ない状況(図8 28.9%)であり、身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る人材が、環境教育の場で生かされていないのが現状です。

また、指導者や連携・協働を担う人材の育成や他の団体・学校・行政など、他の主体とのネットワークづくりが求められています。



「今後取り組む施策」は第3章の行動計画の中で、具体的な取組みとともに記載

アンケート結果を元に内容を変更

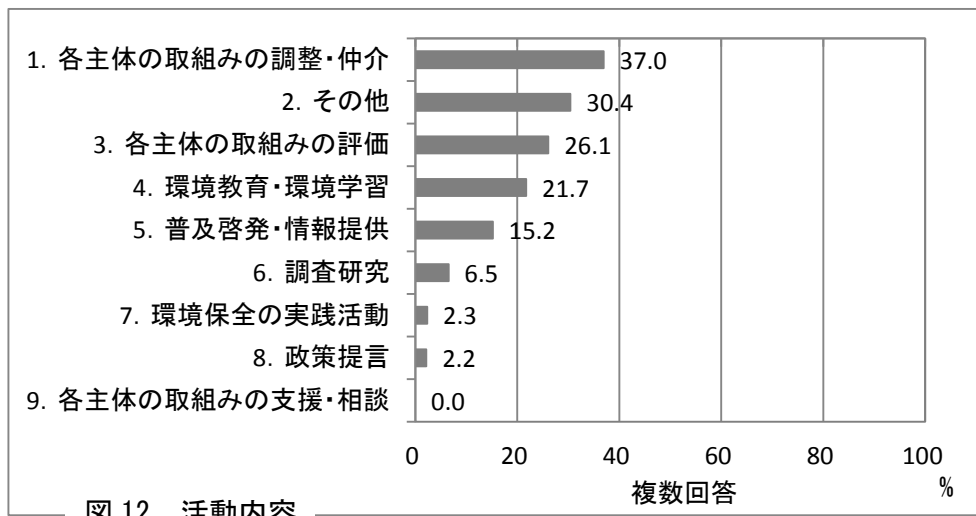


図12 活動内容

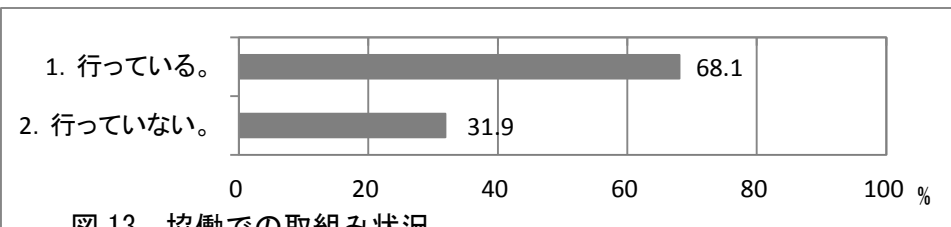


図13 協働での取組み状況

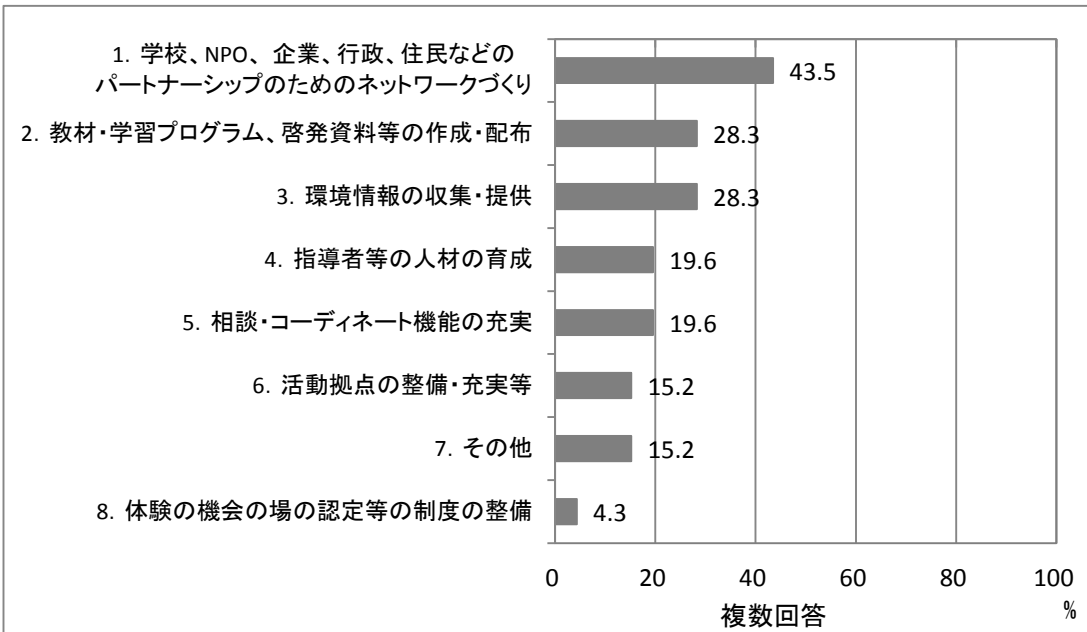


図14 環境教育等を推進するために行政に支援を期待すること

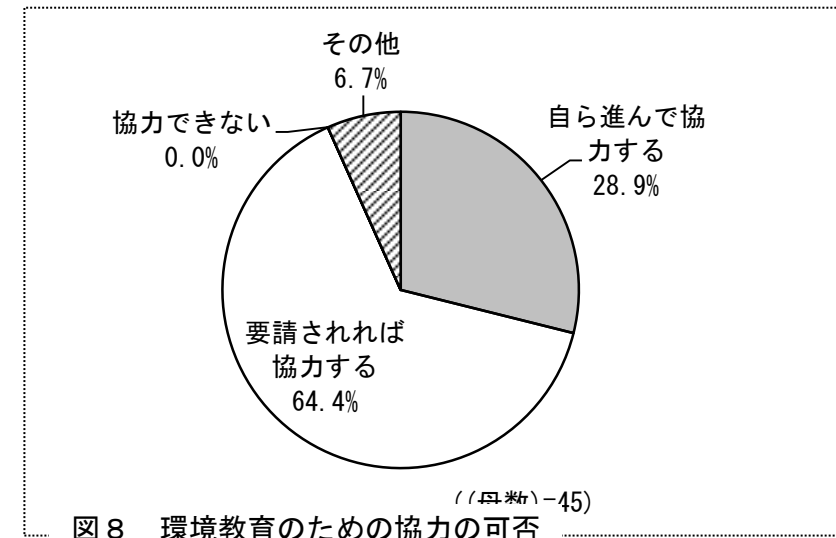


図8 環境教育のための協力の可否

(2) 目指す方向

民間団体等は、それぞれの活動分野で培った知識やノウハウをいかして、幅広い活動を行っており、その役割は重要性を増しています。

特に、これらの民間団体等は、環境保全に対する住民の意識を高め、環境保全活動への参加を促し、活動を広めるうえで、大きな役割を求められています。

また、県民、学校、事業者、行政など各主体間の連携に積極的に関わり、各主体による様々な取組みを効果的につなぐため、地域の複数の主体の活動をコーディネートするなど、専門性をいかしたネットワーク機能を発揮することが期待されます。

第3章 環境教育の展開方向

(1) 目指す方向

地域において自主的に環境保全活動を行っている民間団体等は、環境保全に対する住民の意識を高め、環境保全活動への参加を促し、活動を広めるうえで、大きな役割を果たしています。

特に、県民、学校、事業者、行政など各主体間の連携に積極的に関わり、各主体による様々な取組みを効果的につなぐため、地域の複数の主体の活動をコーディネートするなど、専門性を生かしたネットワーク機能を発揮することが期待されます。

国際的な視点の内容を追加

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>さらに、地球温暖化等の地球規模の環境問題にも留意し、国際的なあるいは地球規模の視点に立ち、環境保全活動を行うことが期待されています。</p> <p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 県民、学校、事業者、行政、さらには海外の団体等など、他の主体との連携を図ることができる仕組みづくりを進める。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>② 地域における取組みを担うことができる人材の育成を図る。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>③ 民間団体等の環境保全活動が県全体に広がるよう、推進体制をつくる。 [主体的に行動する]</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での問題や課題を解決するため、また、地域の自然、歴史、生活文化等の知識を活かした環境教育を推進するためには、地域に根ざした活動を行っている民間団体等の役割の重要性が増しているため、記載を追加 ・「国際的な視点」を追加 </div>	<p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 民間団体等が、県民、学校、事業者、行政など、他の主体との連携を図ることができる仕組みづくりを進める。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>② 地域における取組みを担うことができる人材の育成を図る。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>③ 民間団体等の環境保全活動が県全体に広がるよう、推進体制をつくる。 [主体的に行動する]</p> <p>(2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）</p> <p>ア 関心をもつ、理解する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園などにおいて自然解説を行い、利用者に自然への理解を深めてもらうとともに、解説者自身もボランティアで行動する中で自然保護の重要性を認識する、ナチュラリスト*制度を推進します。 ・学校や事業者などの他の主体との連携を深めることができるよう、コーディネーター*の育成を推進します。 <p>イ 活動する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や関係団体と連携して、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・資源リサイクルなどの3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））活動の実施 ・道路、河川、公園の美化活動などの環境保全活動の実施（アダプトプログラム） ・農村環境、森林環境、河川環境などを活用した体験活動の実施 ・民間団体等が、県民、学校、事業者、行政など、各主体間の連携に積極的に関わることができるよう、連携の仕組みや推進体制を構築します。 ・民間団体ならではの機動性や行動力、専門性を生かした環境教育に関する教材・プログラムの作成や環境情報の提供、講座の開催などの取組みを推進します。 ・環境月間行事や環境フェアなどにおいて、県内各地の優れた取組みを紹介するとともに、表彰などを行い、県内の環境保全活動を推進します。 	<p>「今後取り組む施策」は第3章の行動計画の中で、具体的な取組みとともに記載</p>

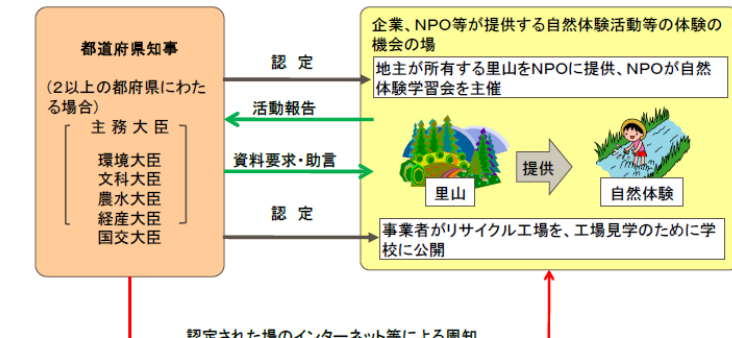
富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>5 地域社会</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>地域では資源ごみの集団回収や環境美化活動などの環境保全活動が行われております。また、学校と地域住民などが連携した環境保全活動が実施されており、<u>協働での取り組みも行われています。</u></p> <p><u>身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る「ナチュラルリスト」や「フォレストリーダー」、「地下水の守り人」、「川の見守り隊」、「地球温暖化防止活動推進員」等の人材をいかし、協働での取り組みをより一層推進するため、各主体とのネットワークづくりが求められています。</u></p> <p>(2) 目指す方向</p> <p>地域では、自治会、子ども会、青年団、婦人会、老人クラブといった生活と密着した団体や、環境保全活動に取り組む民間団体、事業者など、様々な主体が活動しています。また、地域には、身近な自然、伝統文化、歴史があり、幅広い知識や経験を有する多くの方がいます。</p> <p>地域の環境について関心を持ち、よりよい環境づくりを進めるためには、このような地域の資源を<u>活動の体験の場や学習素材として活用し、各主体が連携・協力して環境教育や環境保全活動を行うことが必要です。</u></p> <p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 地域の自然や生活などについて、興味・関心を持ち理解を深め、その大切さを次世代につなげていくための環境教育を行う。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>② 県民、学校、民間団体、事業者など様々な主体が連携して、地域の資源を活用した環境教育に取り組む。 [主体的に行動する]</p> <p>③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森づくり活動など、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を通じて、住民の意識を高め、環境保全活動を推進する仕組みをつくる。 [主体的に行動する]</p>	<p>第2章 環境教育の現状と課題</p> <p>5 地域社会</p> <p>地域では、ごみの分別、資源の回収などのルール化された環境保全活動については、取り組みが広く行われています。また、一部の地域においては、学校と地域住民などが連携した環境保全活動が実施されています。</p> <p>しかしながら、地域の様々な主体間の連携・協働が十分ではなく、身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る人材が生かされていないのが現状です。</p> <p>第3章 環境教育の展開方向</p> <p>(1) 目指す方向</p> <p>地域では、自治会、子ども会、青年団、婦人会、老人クラブといった生活と密着した団体や、環境保全活動に取り組む民間団体、事業者など、様々な主体が活動しています。また、地域には、身近な自然、歴史、生活文化があり、幅広い知識や経験を有する多くの方がいます。</p> <p>地域の環境について関心を持ち、よりよい環境づくりを進めるためには、このような地域の資源を活用し、各主体が連携・協力して環境教育や環境保全活動を行うことが必要です。</p> <p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 地域の自然や生活などについて、興味・関心を持ち理解を深め、その大切さを次世代につなげていくための環境教育を行う。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>② 県民、学校、民間団体、事業者など様々な主体が連携して、地域の資源を活用した環境教育に取り組む。 [主体的に行動する]</p> <p>③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森林づくり活動など、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を通じて、住民の意識を高め、環境保全活動を推進する仕組みをつくる。 [主体的に行動する]</p> <p>(2) 環境教育の進め方と具体的な取り組み（今後取り組む施策）</p> <p>ア 関心をもつ、理解する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境に興味・関心を持たせ理解を深めるため、身近な山、森林、田、池、川、海などの自然や歴史を活用し、地域の特性を生かした環境教育を推進します。 ・地域の高齢者の経験や生活の知恵に裏付けられた生活様式（物を大切に作る、もったいない）を若い世代に伝えることなどにより、住民の意識の高揚を図ります（世代間での「知恵」の承継）。 ・地域の幅広い経験や優れた知識・技能などを有する人を、体験活動、地域住民との交流活動の講師として活用します。 <p>イ 活動する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な活動主体が、地域ぐるみで環境保全活動に参加し主体的に取り組むことができるよう、環境美化活動、アダプトプログラムなどの活動を推進します。 ・地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境等）を活用した「こどもエコクラブ」などの取り組みを推進します。 	<p>家庭、民間団体等の取り組みから記載</p> <p>「今後取り組む施策」は第3章の行動計画の中で、具体的な取り組みとともに記載</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>6 行政</p> <p><u>(1) 現状と課題</u></p> <p>行政は、環境教育に関する施策を総合的、計画的に推進する役割を担っており、県では、平成18年に策定した「富山県環境教育推進方針」に基づき、各部局が、森林や川などの自然環境や生活環境などにおいて、環境教育などに関する各種施策を進めていますが、進捗状況等の定期的な確認が不十分なため、確認体制の整備が必要になっています。</p> <p>また、学校や事業者、民間団体等の環境保全活動や環境教育を促進するため、行政には人材の育成、情報の提供、各主体間のネットワークづくりが求められます。</p> <p>さらに、地球温暖化等の地球規模の環境問題にも対応が必要なことから、ESDの理念や観点を踏まえた環境教育の推進や国際環境協力も求められています。</p> <p>一方で、行政は自らも事業者であるという立場から、公共事業における廃棄物の排出抑制や再資源化、自然の改変の回避など、庁舎や公共施設でのごみの減量と分別、省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの活用など、自ら率先して環境に配慮した取組みを進める必要があります。</p> <p><u>(2) 目指す方向</u></p> <p>環境教育などに関する施策の推進状況について定期的な確認や進行管理を行うなど、確認体制を整備します。また、行政においては、自ら率先して環境に配慮した取組みを行うとともに、県民、学校、事業者、民間団体等の各主体と相互に連携・協力し、環境教育や環境保全活動を推進していくことが必要です。</p> <p>そのためには、ESD等の環境教育等に関する情報の提供や、専門家やコーディネーターを育成する「人づくり」、各主体が連携した活動を広げるネットワークづくり等の「仕組みづくり」が必要であり、人的・技術的支援や推進体制を築くことが求められています。</p> <p>また、県では、本県の豊かな自然環境の保全、公害克服の歴史、幅広い分野での北東アジア地域との交流の歴史をいかして、北東アジア地域の環境保全に貢献しており、北東アジア地域の国、地方自治体、市民等と連携した環境保全活動を強化し、国境を越えて、豊かで美しい自然環境を守り次世代に伝えることが求められています。</p> <p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 専門家やコーディネーターを育成するとともに、その活動を支援する。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>② 環境関係の各種施設を環境教育の拠点として活用できるよう、関係機関の連携・協力体制を構築する。 [主体的に行動する]</p> <p>③ 環境教育、環境保全活動の取組みが広がるよう、県民、学校、事業者、民間団体等、海外の自治体等などとの連携・協力を進めるとともに、各主体の活動を支援する。 [主体的に行動する]</p>	<p>・地域社会全体で森を守り育てる体制づくりと森林整備を推進します。</p> <p>・高校生や大学生を地域の環境保全活動リーダーとして育成し、活動をサポートする体制を整備します。</p> <p>・環境保全活動を行っている県内の環境関連の民間団体等が、地域の学校や事業者など、他の主体と連携した活動が行なえる仕組みづくりを推進します。</p> <p>第2章 環境教育の現状と課題</p> <p>6 行政</p> <p>県では、各部局が、それぞれの立場から、森林や川などの自然環境や生活環境など、それぞれのフィールドを用いて、環境教育などに関する各種施策を進めています。</p> <p>しかしながら、総合的・体系的に環境教育を進めるため、全庁の連絡を密にした施策の展開が求められます。</p> <p>県では、環境教育を担う人材を養成するため、各種の研修や活動推進員養成、アドバイザー講座などを実施していますが、発達段階、活動の場、テーマに応じた適切な学習プログラムや施設、人材などの情報を迅速に入手でき、活用できる体制を構築することが求められています。</p> <p>また、市町村においても、環境関連施設などの拠点の整備や地域の団体と連携を図るなど様々な取組みが行われていますが、各市町村の取組み状況に差異が生じています。</p> <p>第3章 環境教育の展開方向</p> <p>目指す方向</p> <p>行政においては、県民、学校、事業者、民間団体等の各主体と相互に連携・協力し、環境教育や環境保全活動を推進していくことが必要です。</p> <p>そのためには、専門家やコーディネーターを育成する「人づくり」や、各関係者が連携して活動が広がる「仕組みづくり」が必要であり、人的、技術的支援や、推進体制を築くことが求められています。</p> <p>このため、次の方向を目指して取り組みます。</p> <p>① 専門家やコーディネーターを育成するとともに、その活動を支援する。 [関心をもつ、気づく・理解する]</p> <p>② 環境関係の各種施設を環境教育の拠点として活用できるよう、関係機関の連携・協力体制を構築する。 [主体的に行動する]</p> <p>③ 環境教育、環境保全活動の取組みが広がるよう、県民、学校、事業者、民間団体等との連携・協力を進めるとともに、各主体の活動を支援する。 [主体的に行動する]</p>	<p>学校、事業者、民間団体等へのアンケート結果から、行政が求められていることを記載</p> <p>国際的な視点の内容を追加</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の役割について追加し、県の体制の課題についても記載 ・ 行政が求められていることを、学校、事業者、民間団体等のアンケート結果から記載 ・ 県は事業者としての立場もあることから、職員への環境教育等についても記載 ・ 国際的な視点を追加 </div>		

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>第3章 行動計画</p> <p><u>各実施主体が積極的に参加し、それぞれの役割を理解するなかで、分担、連携・協力、協働を図りながら、いろいろな場において環境教育等を進めていくことが必要です。</u></p> <p><u>そのため、環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、持続可能な社会の実現に向けた県民による「環境保全活動」の取組が広がるよう、6つの柱を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進していきます。</u></p> <p>1 人材の育成と活用の推進</p> <p><u>環境教育の取組みを、県民、民間団体等、事業者、行政といった様々な主体に広く普及していくためには、環境問題や環境保全活動などについての十分な知識と指導を行う能力を持った人材の育成が必要です。また、すでに地域や事業所などには環境教育を実践している優れた人材が存在しており、このような人材を積極的に活用することも望めます。</u></p> <p>このため、指導者となる人たちが「環境問題とは」、「環境教育とは」といった、環境教育の前提をしっかりと学べる研修会などを開催し、リーダー的役割を担う人材の育成や、ファシリテーター（活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人）、コーディネーターの育成を推進します。そして、育成された人材が、学校や地域社会などで活躍できるよう、サポートできる体制を整備します。</p> <p>また、自分の住んでいる身近な自然環境や歴史、文化などを学ぶため、地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵をいかせるよう支援します。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する講演会・講座の実施 ・教員、社会教育施設の教育担当者などへの研修の充実 ・体験を重視した環境教育を推進するため、民間団体等と連携・協働し、地域の人材を活用した「地球温暖化防止活動推進員」、「ナチュラリスト」、「地下水の守り人」、「川の見守り隊」、「フォレストリーダー」などに養成して、出前講座・自然解説などで活用 ・人材認定等事業、環境カウンセラー登録制度などを活用した人材バンクの整備 ・地域の公民館や公園などを利用した自然体験活動や地域住民の交流活動などの様々な活動への支援 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成と活用の必要性について追加 ・現在は使用されていない名称（プランナー、環境教育指導者、インタープリター等）を削除 </div> <p>2 教材・プログラムの整備と活用の推進</p> <p>環境教育を効果的・継続的に行うため、対象者の年齢、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、体系的な教材やプログラムを整備します。</p> <p>また、「関心の喚起→理解の深化、意識の向上→参加意欲、問題解決能力の育成」という段階</p>	<p>第4章 環境教育の推進に向けた県における推進方策</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2章の「家庭」、「学校」などの分けと異なり、横断的な分けとなるため、前書きを追加</p> </div> <p>1 人材の育成と活用の推進</p> <p>環境教育を推進するためには、指導者となる人たちが「環境問題とは」、「環境教育とは」といった、環境教育の前提をしっかりと学ぶための仕組みが必要です。このため、環境教育に関するリーダー研修会などにより、リーダー的役割を担う人の育成を推進します。</p> <p>また、環境保全活動を支援するため、環境教育の具体的な企画を行う役割を担う人（プランナー）、活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）、様々な人や組織の間の調整やネットワーク作りを行う役割を担う人（コーディネーター）の育成を推進します。そして、育成された人材が、学校や地域社会などで活躍できるよう、サポートできる体制を整備します。</p> <p>このほか、自分の住んでいる身近な自然環境や歴史、文化などを学ぶため、地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵を生かせるよう支援します。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する講演会・講座の実施 ・環境教育指導者の養成、教員などへの研修の充実 ・体験を重視した環境教育を推進するため、民間団体等と連携・協働し、地域の人材を活用した「地球温暖化防止活動推進員」、「ナチュラリスト」、「フォレストリーダー」、「インタープリター*」などの養成制度の充実 ・人材認定等事業、環境カウンセラー登録制度などを活用した人材バンクの整備 ・養成した人材を活用した出前講座・自然解説などの実施 ・地域の公民館や公園などを利用した様々な体験活動や地域住民の交流活動への支援 <p>2 教材・プログラムの整備と活用の推進</p> <p>環境教育を効果的・継続的に行うため、対象者の年齢、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、体系的な教材やプログラムを整備します。</p> <p>また、「関心の喚起→理解の深化、意識の向上→参加意欲、問題解決能力の育成」という段階</p>	<p>新規追加</p> <p>第2章の課題に挙げたものに対する施策等を追加</p> <p>委員のご意見を反映し、変更</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>を経て具体的な行動を促すようなプログラムを提供します。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の教材やプログラム、環境教育事例について、<u>社会情勢等の変化に応じ改訂</u> ・幼児から高齢者までの年齢層に対応した体系的なプログラムの整備 ・目的や条件に応じて展開できるモデル的なプログラムの整備 ・<u>富山県の地域特性を活かした教材（富山ならではの教育ツール）の整備</u> ・<u>作成した教材・プログラムが広く活用されるようウェブページ等で情報提供</u> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の教材等の有効利用を促すため、定期的に内容を見直し、利用促進することを追加 ・「富山ならではの教育ツールの必要がある」との茶木委員のご意見を踏まえ、「富山県の地域の特性を活かした教材の作成」を追加。 </div> <p>3 情報提供の推進</p> <p>環境教育や環境保全活動を促進するためには、環境に関する正確な情報を、必要なときに、必要な形で入手できるよう、<u>情報提供の体制を充実</u>していくことが必要です。</p> <p>このため、自然環境、人材、施設など基盤となる情報の収集・提供や、<u>環境ラベル制度</u>やグリーン購入関連情報などの消費者や事業者に必要な情報の提供を行います。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に役立つ人材、教材、施設、学習機会などに関して、インターネット等を活用して、「どこに、なにがあるか」など県民が利用しやすい情報の提供 ・環境教育や<u>環境保全活動</u>を支援する情報の提供（環境に関する基礎資料、取組みへの助成金情報、エコライフ情報、環境イベントの開催情報、環境保全活動情報等） ・水源のかん養、土砂災害防止などの森林の公益的機能や森林の現状など、森づくりに関する情報の提供 ・環境に関する啓発パネルや教材の貸し出しの実施 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>各主体のイベントや環境教育の場等で、幅広い環境保全活動等の情報を提供できるよう、県やとやま環境財団が持っているパネルや教材の貸し出しを追加</p> </div> <p>4 環境教育の場や機会の提供</p> <p>本県は植生自然度が本州一の自然環境や豊かで清らかな全国に誇る水環境を有し、<u>体験学習の場が多様な形で存在することから、こうした場を活用し、取組みの拡大を図ることが必要です。</u>また、各種の行事やキャンペーンなど、環境教育が広範囲に連携した形で効果的に実施される機会を提供することも重要です。</p> <p>このため、<u>各地域にある環境関連施設、青少年教育施設、公園などにおいて、環境教育や環境保全活動などの拠点を充実させ活用を図るとともに、山、森林、田、池、河川、海などの多様な</u></p>	<p>を経て具体的な行動を促すようなプログラムを提供します。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の教材やプログラム、環境教育事例の把握、情報提供 ・幼児から高齢者までの年齢層に対応した体系的なプログラムの整備 ・目的や条件に応じて展開できるモデル的なプログラムの整備 <p>3 情報提供の推進</p> <p>環境教育や環境保全活動を促進するためには、環境に関する正確な情報を、必要なときに、必要な形で入手できるよう、<u>情報提供体制を整備</u>していくことが必要です。</p> <p>このため、自然環境、人材、施設など基盤となる情報の収集・提供や、グリーン購入関連情報などの消費者や事業者に必要な情報を提供します。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に役立つ人材、教材、施設、学習機会などに関して、インターネット等を活用して、「どこに、なにがあるか」など県民が利用しやすい情報の提供 ・環境教育を支援する情報の提供（環境に関する基礎資料、取組みへの助成金情報、エコライフ情報、環境保全活動情報等） ・水源のかん養、土砂災害防止などの森林の公益的機能や森林の現状など、森林づくりに関する情報の提供 <p>4 環境教育の場や機会の拡大の推進</p> <p>取組みが広がるためには、体験学習の場や機会が多様な形で存在することが必要です。また、各種の行事やキャンペーンなど、環境教育が広範囲に連携した形で効果的に実施される機会を提供することも重要です。</p> <p>このため、環境教育の拠点として地域の各種施設の活用を図るとともに、山、森林、田、池、川、海などの多様な自然環境を保全し、自然とふれあうことのできる環境教育の場としての活用を図ります。</p> <p>また、先進的な各主体の活動事例を紹介し、普及を図るとともに、全国的・広域的な観点から、</p>	<p>継続して実施するため、内容は前回のものを継続し、新たに一つの取組を追加</p> <p>方針の「4 環境教育の場や機会の拡大の推進」及び「5 環境教育の拠</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>自然環境を保全し、自然とふれあうことのできる環境教育の場としての活用を図ります。</p> <p>また、先進的な各主体の活動事例を紹介し、普及を図るとともに、全国的・広域的な観点から、こどもエコクラブ事業などに学習機会を提供するほか、学習や実践活動の成果を発表できる場や機会の充実を図ります。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県環境科学センター、県民公園自然博物館ねいの里、県民公園頼成の森、青少年自然の家、立山自然保護センター、リサイクル施設等の環境関連施設などの情報を目的や関心に応じ分類し提供</u> ・<u>これらの施設が保育所や学校、家庭等での環境教育に有効に活用されるよう広報等に努めるとともに、魅力あふれる施設になるよう取組みを検討</u> ・県民の環境保全活動の気運を盛り上げる各種キャンペーン、活動発表会などの開催（環境月間行事、環境フェアなど） ・本県の特徴のある環境を環境教育の場として活用 <ul style="list-style-type: none"> ・標高3,000メートル級の立山連峰 ・本州一の植生自然度 ・県土の67%を占める森林 ・全国一高い水田率 ・散居村や扇状地などの地域特有の環境 ・<u>環境省の名水百選に全国最多の8件が選定されなど豊かで清らかな水環境</u> ・黒部川、常願寺川をはじめとする数多くの急流河川や豊富な地下水 ・多様な海洋生物を育む富山湾 ・環日本海地域との交流拠点 など ・自然に親しみ、ふれあうことのできる自然観察会の実施 ・海辺の漂着物調査の実施 ・川のすこやかさ調査の実施 ・森づくり活動、ビオトープ整備の推進 ・農作業体験（棚田づくりなど）、漁業体験などグリーン・ツーリズムの推進 ・継続的な環境教育、環境保全活動への支援 ・<u>県民の自然体験等の機会の場の拡大のため、事業者や民間団体等が施設等を利用し行っている環境教育について、法に定める「体験の機会の場」の申請に基づき認定し、情報提供</u> <div data-bbox="133 1312 1320 1963" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>「体験の機会の場」の認定とは</p> <p>土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する県民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事の認定を受けることができる制度のことをいいます。</p> <p>認定した体験の機会の場をインターネットを通じて公表することにより、自然体験活動等へ参加しようとする人による、ニーズに合った場へのアクセスを円滑化することなどを目的としています。</p>  <p style="text-align: right;">環境省ホームページより</p> </div>	<p>こどもエコクラブ事業などに学習機会を提供するほか、学習や実践活動の成果を発表できる場や機会の充実を図ります。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の各環境関連施設などの情報提供、活用 ・県民の環境保全活動の気運を盛り上げる各種キャンペーン、活動発表会などの開催（環境月間行事、環境フェアなど） ・本県の特徴のある環境を環境教育の場として活用 <ul style="list-style-type: none"> ・標高3,000メートル級の立山連峰 ・本州一の植生自然度 ・県土の67%を占める森林 ・全国一高い水田率 ・散居村や扇状地などの地域特有の環境 ・黒部川、常願寺川をはじめとする数多くの急流河川や豊富な地下水 ・多様な海洋生物を育む富山湾 ・環日本海地域との交流拠点 など ・自然に親しみ、ふれあうことのできる自然観察会の実施 ・海辺の漂着物調査の実施 ・森林づくり活動、ビオトープ整備の推進 ・農作業体験（棚田づくりなど）、漁業体験などグリーン・ツーリズム*の推進 ・継続的な環境教育、環境保全活動への支援 <p>5 環境教育の拠点・機能の充実と連携の推進</p> <p>地域にある青少年教育施設、森林、自然公園、都市公園、農地、河川、海岸、港湾、漁港などにおいて、環境教育や環境保全活動などを行っていることから、こうした拠点の充実や機能強化、拠点間の連携を図り、効果的な支援を進めていきます。</p> <p>また、地域の各種施設や環境保全団体などのネットワークを構築するとともに、情報や学習プログラム、人材などの交流を進めます。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境科学センター、自然博物館ねいの里、リサイクル施設や焼却施設などの環境関連施設の「環境教育拠点施設」としての指定及び利用促進 ・目的や関心に応じ分類した環境教育拠点施設情報提供システムの整備 ・拠点施設間の情報交換や研修会の実施 ・環境保全活動の推進の役割を担う「財団法人とやま環境財団」の機能の拡充 	<p>点・機能の充実と連携の推進」を統合</p>

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<div data-bbox="121 163 1320 640" style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境教育の拠点」は「環境教育の場や機会」の一部であることから、推進方針の「4 環境教育の場や機会の拡大の推進」及び「5 環境教育の拠点・機能の充実と連携の推進」を統合して記載 ・環境関連施設として頼成の森、青少年自然の家、立山自然保護センターを追加 また、多くの施設があるため、目的別など分かりやすく紹介することを追加 ・「施設が活用してもらえるよう、保育所や小学校などへ働きかける」との志村委員の意見を踏まえ、保育所や学校、家庭等での環境教育に有効に活用されるよう広報等に努めることを追加 ・法改正により追加された「体験の機会の場の認定」について追加 </div> <p>5 協働取組みの推進</p> <p>事業者、民間団体等、行政などの多くの主体が、人材、機材、情報などをお互いに提供し、最大限に有効活用することによってそれぞれが個別に活動する以上の効果が期待できます。</p> <p><u>このため、各主体の幅広い参加と協力が得られるようそれぞれがお互いに出会う場と機会を設け、交流、情報共有あるいは協働取組みの仕組みづくりにより、各主体の環境保全活動の取組みを促進していきます。</u></p> <p><u>また、法に規定される「協働取組みの申出制度」、「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」を運用し、各主体の適切な役割分担を踏まえた協働取組みを推進していきます。</u></p> <p><u>あわせて、本年5月に開催されたG7富山環境大臣会合の開催を契機として、今後、環境に関心のある民間団体相互をつなぐ役割を持った民間中心の中間支援組織が設立されることも想定されます。</u></p> <p><u>さらに、環境保全活動の意欲増進、環境教育等に関する自発的な取組みがより一層促されるよう、表彰等による事業者や民間団体等への支援を行います。</u></p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働に必要な情報の収集・提供 ・活動団体の連携を図り、協働取組みを推進するため、活動発表や交流を行う場と機会の提供 ・個別に活動している各主体間の環境保全活動等をつなぎ、協働取組みを推進する協働コーディネーターの育成を支援 ・協働コーディネーターの活動を推進するため、情報交換等による活動への協力 ・事業者・民間団体等・行政などによる協働事業の実施 ・協働に対する理解促進を図るための行政職員研修や県民向け講座の開催 ・法に規定される「協働取組みの申出制度」、「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」の運用 ・将来的に民間団体中心の中間支援組織が設立されれば、主体間相互の情報共有、協働取組みが活発になされるよう連携体制を検討 ・「エコアクション21」、「リサイクル認定制度」の普及、促進（セミナーの開催、ホームページなどによる情報提供 	<p>6 各主体間の連携と協働の推進</p> <p>地域を構成する事業者、民間団体、行政などが、人材、器材、情報などをお互いに提供し、最大限に有効活用することによってそれぞれが個別に活動する以上の効果が期待できます。</p> <p>このため、事業者、民間団体、行政など各主体の連携を深め、協働することにより、活動が広がるよう、取り組みます。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携・協働に必要な情報の収集・提供 ・コーディネーターやファシリテーターの育成支援 ・事業者・民間団体・行政などによる協働事業の実施 ・協働に対する理解促進を図るための行政職員研修や県民向け講座の開催 <p>7 事業者・民間団体等の取組みの推進</p> <p>事業者自身の社会的貢献や社会的責任として環境問題に対する従業員への必要な知識、判断能力、意欲を育むことが求められています。</p> <p>このため、「ISO14001」をはじめ、中小企業向けの「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの普及を図ります。</p> <p>また、従業員向けの環境教育に関して情報提供を行うほか、各種活動団体の交流の場と機会の提供を図ります。</p> <p>さらに、野外体験、自然体験などの様々な体験学習の機会を提供する事業者や民間団体などとの連携を図ります。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコアクション21」、「リサイクル認定制度」の普及、促進（セミナーの開催、ホームページなどによる情報提供） ・「環境アドバイザー」や「環境カウンセラー」などの人材についての情報提供 ・活動団体に対する活動発表や交流を行う場と機会の提供 ・事業者・民間団体などの活動に対する支援 ・優れた活動に対する表彰 	<p>方針の「6 各主体間の連携と協働の推進」及び「7 事業者・民間団体等の取組みの推進」を統合</p>

ジなどによる情報提供)

- ・「環境カウンセラー」などの人材についての情報提供
- ・事業者・民間団体などの活動に対する支援
- ・優れた活動に対する表彰

「協働コーディネーター」とは

広域の課題等を協働によって解決するため、各主体間の環境保全活動等をつなぎ、協働取組みを推進する人。

活動主体が、活動の実施過程で見失いがちな視点を伝え、必要な時に必要な人材の参加や、資金・情報等の投入を促すなど活動への支援を行う。

(参考) 環境省中部環境パートナーシップオフィス（環境省が設置）において、平成27年から平成29年までに県内に3名を養成中。

「協働取組みの申出制度」とは

県民、民間団体等が、県や国と協働取組みを行う必要があるときは、県や国に対して、その旨を申し出ることができる制度です。

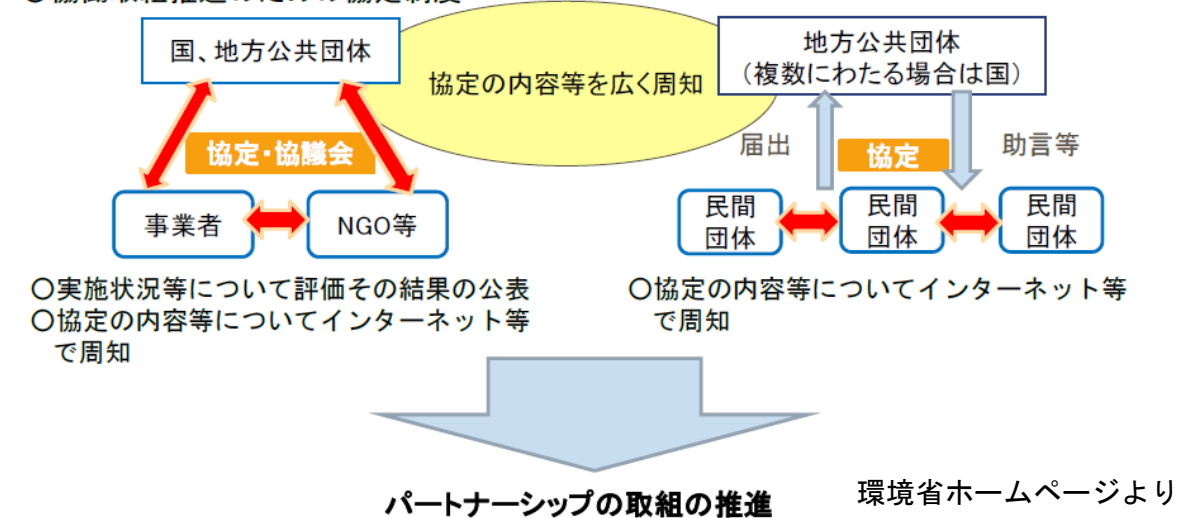
各主体が、それぞれの持つ役割を適切に分担し、対等な立場で協力することによって、より効果的な環境保全活動等を推進していくことを目的としています。

「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」とは

国民、民間団体等が協働取組みの推進に関し協定を締結した場合に、知事に届け出ることができる制度です。

協定の内容をインターネットを通じて公表することにより、県民、民間団体等における協働取組みに関する協定が促進されることを目的としています。

○協働取組推進のための協定制度



- ・企業、民間団体等の活動の推進のためには協働の取組みが重要であることから、推進方針の「6 各主体間の連携と協働の推進」及び「7 事業者・民間団体等の取組みの推進」を統合して記載
- ・協働取組みを推進するため、場の提供を明記するとともに、各主体間の環境保全活動等をつなぐことができる人材（協働コーディネーター）の育成を支援する
- ・法改正により追加された、「協働取組の申出制度、協定の届出制度」について追加
- ・「民間中心の支援組織があってもよい」との茶木委員のご意見を踏まえ、民間団体中心の中間支援組織との連携体制の構築について追加

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>6 国際的な視点での取組み</p> <p>本県の豊かな自然環境の保全、公害克服の歴史、幅広い分野での北東アジア地域との交流の歴史をいかして、北東アジア地域の環境保全に貢献しており、北東アジア地域の国、自治体、市民等と連携した環境保全活動を強化し、国境を越えて、豊かで美しい自然環境を守り次世代に伝えることが求められています。</p> <p>このため、環境保全に自ら積極的に取り組むには、国内だけでなく国際的な視野に立ち、世界と手をつなぎ協力していくことが必要とされていることから、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失等の人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むなどのESDの理念や観点を踏まえた環境教育を推進していきます。</p> <p>また、北東アジア地域における環境保全対策について「2016 とやま宣言」に基づき、北東アジア地域の自治体と連携し、青少年の環境教育、環境保全活動を推進していきます。</p> <p><具体的な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ESDに関する推進団体の取組みを推進するため、連携、情報共有 ・ ESDの推進拠点であるユネスコスクールへの加盟の支援 ・ 青少年を対象に、北東アジア地域の環境保全活動の主体となるリーダーを育成する交流プログラムの実施 ・ 北東アジア地域と共同で行う「海辺の漂着物調査」、「温暖化指標生物の共同調査」、「海岸生物共同調査」の実施 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本方針から国際環境協力の必要性を記載 ・ 国際的な視点として、「ESD」、「2016 とやま宣言」を記載 ・ 松本委員からご意見いただいた、「富山県ESD講座運営委員会」の事務局については、現在、富山市教育委員会で行われており、県で行うには調整が必要なことから、県教育委員会を中心に引き続き検討させていただきます。 なお、「富山県ESD講座運営委員会」等の取組みを推進するため、連携、情報共有を追加 ・ 「2016 とやま宣言」に基づく事業を記載 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 国の基本方針より </div>	新規に追加

富山県環境教育等行動計画（新）	富山県環境教育推進方針（旧）	備考
<p>第4章 推進体制等</p> <p>1 推進体制の整備 <u>県民、事業者、民間団体等、行政などのすべての主体が参加して、本計画を推進していくため、「環境とやま県民会議」を中心に、取組みを推進します。また、環境保全活動の普及啓発及び人材・教材などに関する情報の収集・提供を総合的に行う中核拠点として「(公財) とやま環境財団」を位置づけ、環境教育や環境保全活動に取り組む県民、学校、事業者、民間団体等、行政などの情報交換・ネットワーク化を図り、協働での取組みを推進します。</u> <u>また、県の内部においては、関係課による庁内連絡会議を設置し、計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行い、計画の推進を図ります。</u></p> <p>2 取組み状況の点検等 <u>「環境とやま県民会議」、「エコノワとやま交流会」、あるいは将来、民間中心の支援組織が設立されれば、そのような場を活用し、県民、事業者、関係団体等による環境教育の推進状況について幅広く意見収集・情報交換を行います。そこで得られたご意見や情報をふまえ、庁内連絡会議において、毎年度、施策の実施状況の確認や進行管理を行い、HP等に公表します。</u></p> <div data-bbox="121 957 1317 1262" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県環境基本計画と同様の推進体制 ・点検については、県民等から幅広く意見や情報を集め課題等を把握するとともに、県の施策の進行管理は庁内組織で行う。 ・「民間中心の支援組織があってもよい」という茶木委員のご意見を踏まえ支援団体との意見・情報交換を追加 </div>	<p>第5章 推進体制等</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>(1) 環境教育の拠点機能を担う体制の整備 環境教育を効果的に推進するため、各環境教育拠点施設と連携を図ります。 また、環境保全活動の普及啓発及び人材・教材などに関する情報の収集・提供を総合的に行う中核拠点として「財団法人とやま環境財団」を位置づけ、環境教育、環境保全活動へ積極的に取り組む体制の整備を図ります。</p> <p>(2) 環境教育推進のしくみ 県民、学校、事業者、民間団体、行政などあらゆる主体が連携・協力して環境教育や環境保全活動を推進するため「環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）」を設置します。</p> <div data-bbox="1715 890 2552 1243" style="text-align: center;"> <p>環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）</p> </div> <p>2 取組み状況の点検等 環境保全活動や環境教育に関する各種施策について、毎年の取組状況を公表するとともに、「環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）」の中に部会を設け、施策の進捗状況を点検し、必要に応じ見直しを行います。</p> <div data-bbox="1472 1549 2614 1835" style="text-align: center;"> </div>	<p>点検方法等について、課題を踏まえ変更</p>

